

「村落 と 環境」

第14号

2018年10月
村落環境研究会

村落環境研究会会則

(名称)

第1条 本会は村落環境研究会と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を島根県松江市西川津町 1060 島根大学法文学部江渕研究に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域社会における土地管理等の機能集団に関する法律的、社会経済的研究の向上を図り、もって地域社会の活性化と環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は次に掲げる事業を行う。

- 1 研究会、講演会、シンポジウムおよび見学会等の開催
- 2 地域社会の土地管理機能等に関する調査・指導の受託・請負
- 3 機関誌の発行およびホームページの開設
- 4 その他目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会は本会の趣旨に賛同する者をもって構成し、会員は次の2種とする。

- 1 正会員 年会費を納める個人。本会の主催する事業に参加し、機関誌の配布を受ける権利を有する。
- 2 賛助会員 年会費を納める法人、団体。機関誌の配布を受ける権利を有する。
その構成員は3名を限りに事業に参加することが出来る。賛助会員は議決権を有しない。

(役員)

第6条 1 本会に役員として理事10名以内、監事2名を置き、総会で選出する。

- 2 役員の任期は2年とし、重任を妨げない。理事の互選により会長1名を選出する。
会長は事務局長を指名する。
- 3 会長は、本会を代表し、理事会の決定に従い会務を総括する。
事務局長は、会長を補佐し、会務を執行する。
- 4 監事は、本会の会務および財務執行の状況を監査する。
- 5 本会に必要に応じて顧問を置くことができる。顧問は会長の指名により、理事会で決定する。顧問は役員会に出席し、発言することができる。

(会議)

第7条 1 本会に総会、理事会および監事会を置く。

- 2 総会は、会長が招集し、理事会の提案に基づき、事業計画および予算決算並びに役員の選出、その他について審議する。議長は出席者の互選により選出する。
- 3 理事会は、会長が招集し、議長となる。過半数の出席で成立し、出席理事の過半数で決する。緊急時には郵便、Eメール等による持ち回り会議を開催できるものとする。
- 4 監事会については、別に監事会が定める。

(会計)

第8条 本会の会計年度は7月1日から翌年の6月30日までとする。本会の運営資金は、会費およびその他の収入によってまかなう。年会費は理事会で決める。

付則

本規則は、平成22年9月3日より効力を生じる。

村落環境研究会 会長 江渕 武彦

村落と環境 第 14 号

目 次

- 第 14 回シンポジウム開会あいさつ（江渕 武彦）
来賓あいさつ（小川 農人）
第 1 報告 飯塚市鹿毛馬地区における入会権訴訟（渡邊 和美） 1
第 2 報告 生産森林組合の解散とその後の森林管理実態
　　一福岡県糸島市における地縁法人化の事例一（河野 大志）
第 3 報告 入会林野近代化法 50 年と研究者の軌跡（矢野 達雄）
閉会あいさつ（枚田 邦宏）
研究会記事
編集後記

第 14 回シンポジウム開会あいさつ

会長 江渕 武彦（島根大学）

村落環境研究会第 14 回シンポジウムをここ九州大学 21 世紀プラザⅡにおいて開催いたします。本日は、3 名の方にご報告をお願いしております。

第 1 報告は、福岡県飯塚市所在の入会集団が抱えております訴訟について報告をして頂きます。のちに質疑の時間を設けておりますので、法律学専攻以外の皆様におかれましても何かご指摘、ご助言等ありましたらお願いしたい次第です。

第 2 報告は、福岡県糸島市における生産森林組合の解散問題、そしてその後の地縁団体について九州大学農学部の学生のみなさんに報告をお願いしております。

第 3 報告は、法制史を専門としておられる広島修道大学の矢野達雄先生による「入会林野近代化法 50 年と研究者の軌跡」と題して報告をお願いしております。

それでは、お三方のご報告に入ります前に林野庁経営課・小川農人さんが来賓として参加されておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

来賓あいさつ

林野庁経営課 小川 農人

本日は第 14 回のシンポジウム開催にあたりお祝いを一言お伝えさせていただきたいと思います。入会林野整備に関しましては全国で 3 つの研究会がございます。各研究会それぞれ独自の活動をされているということで、ここで出された意見は林野庁としてしっかりと受け止めて今後もまた活かしていきたいと考えています。本日はよろしくお願ひ致します。

第1報告

飯塚市鹿毛馬造林管理組合における入会権と訴訟

鹿毛馬造林管理組合 渡邊 和美

地域及び訴訟の概要

1 地域 福岡県飯塚市鹿毛馬

2 沿革

- (1) 町村制（明治 22 年）以前 福岡県嘉麻郡鹿毛馬村
- (2) 町村制施行に際しての合併 鹿毛馬村他 3 村 → 新・穎田村
- (3) 昭和 34 年 穎田村・町制施行 → 穎田町
- (4) 平成 18 年 3 月 26 日 穎田町他 3 町 → 既存の飯塚市と「1 市 4 町」合併
(平成 18 年 12 月 19 日、飯塚市長認可による地縁団体「鹿毛馬区自治会」設置)

3 鹿毛馬入会地

- (1) 町村制以前は鹿毛馬村持地（入会権係争地 167 筆 201ha）
- (2) 町村制の影響なし
- (2) の 2 昭和 5 年部落有林野統一
 - ① 地盤所有権は穎田村有へ
 - ② 統一協定あり → 従前の鹿毛馬入会権者による管理継続・穎田町による入会権者への分収金支払あり、分収金は、鹿毛馬地区の公共的な支出、造林管理組合構成員による森林の管理費用に支出している。個人分配は行っていない。
- (3) 町制施行の影響なし（収益分収金交付割合の検討協議はしていたが争いは無い）
- (3) の 2 昭和 49 年の森林火災をきっかけとして入会権者らにより鹿毛馬造林管理組合を組織した（昭和 56 年）→ 住民集団たる鹿毛馬区と入会集団の形式分離。【分収金受領は「鹿毛馬区造林会計」口座を利用、入会林野の管理作業は組合構成員が行う。鹿毛馬区・造林管理組合の役員は情報の統一化、手当費用等の低減のために兼任している。会計簿は鹿毛馬区と造林管理組合は分離された】
- (3) の 3 「鹿毛馬造林管理組合」設立とともに、「鹿毛馬造林管理組合規約」全 19 条が制定された。昭和 55~56 年頃は鹿毛馬区世帯主約 113 名、組合加入者 101 名の世帯主は、造林管理組合長宛てに書面で申し込み組合員名簿が作成された。現在の訴訟原告（本人及び承継者）83 名に継承している。
組合員の義務として、第 5 条では出役不足の場合の代償金が定められた。
- (4) 平成 18 年 7 月以降、飯塚市による分収金支払停止。（連絡相談無し）。

- (5) 平成 19 年 1 月 9 日に飯塚市長は旧穎田町 4 区長宛てに分収金支払停止を通知した。昭和 5 年の協定書による分収金の交付経緯有り、市町合併協定書では入会権等の歴史的権利は引き継ぐとしながらも飯塚市では支払えない。分収金が欲しければ所有権を主張しろとの主旨である。訴訟のきっかけの重要な通知である。

4 鹿毛馬入会権者による訴訟

- (1) 第一次訴訟：原告＝入会権者 86 名、被告＝飯塚市

- ① 福岡地飯塚支平成 19 年（ワ）第 120 号、入会権確認等請求事件
- ② 請求の趣旨と抗弁
- i 共有の性質を有する入会権の確認（一部の土地については共有の性質を有しない入会権の確認）、原告の代表者への係争地所有権移転登記を求める。
 - ii 被告の抗弁：昭和 5 年部落有林野統一、又は時効により入会権は消滅した。
- ③ 判決（平成 25 年 12 月 25 日）：棄却（原告が入会集団と主張する鹿毛馬造林管理組合と鹿毛馬区の会計処理、更正委員資格及びその把握、役員の活動状況などに照らし、両者が別個独立の実体を有していたと解することはできない）
【しかし同判決で 86 名の原告、（鹿毛馬造林管理組合構成員）に対し「固有必要的共同訴訟の要件を満たすというべきである」と判断している。監査は区及び組合ともに監査員を選出し、区・組合ともに会計監査を行い、それぞれの総会で報告し承認を得ている】。

- ④ 判決を受ける前に裁判所から和解案が示されたが和解不成立。

被告の権利：所有権は被告に所属する。

原告の権利と主体：地縁団体とし地上権を定める、分収金は継続する、地上権、権利地は被告から指定を受ける、期限は無期限等が示された。

被告主張は、管理及び災害時の復旧は全て地上権者が行うこと、できなければ地上権を放棄せよ、分収金の支払いが有るので譲れない。地上権期限は決めることを求める。地上権者で災害復旧不可であれば和解を打ちきる。

原告主張は、所有権は被告に所属し災害復旧法が有るにも関わらず、地上権者に災害復旧要求は承諾不可。

- (2) 第二次訴訟（係属中）：原告＝入会権者 86 名（83 名）、被告＝飯塚市

- ① 福岡地飯塚支平成 26 年（ワ）第 101 号、入会権確認請求事件
- ② 請求の趣旨と抗弁
- i 共有の性質を有しない入会権の確認、分収金停止を不法行為とする損害賠償。
 - ii 被告の抗弁：第一次訴訟判決の既判力主張。
- ③ 原告は被告の既判力主張に対し
前訴第 120 号訴訟は共有の性質を有する入会権（一部共有の性質を有しない入会権）を確認した。第 101 号訴訟は共有の性質を有しない入会権を確認している。入会権確認の訴訟物が違うので前訴の影響を受けるものではない。
被告は答弁書で、第 120 号判決の既判力により却下を主張した。

共有の性質を有する入会権（民法 263 条）を棄却した判決は、共有の性質を有しない入会権（民法 294 条）も否定したことになると主張した。

前訴の終結時の主張立証を再度行い訴訟の終結を迫った。（前訴勝訴判決に拘る）

- ④ 昭和 5 年の協定書について、合併前の顧問弁護士解釈（被告側職員陳述書より）

合併前平成 17 年 12 月 1 日に頬田町職員が、被告代理人顧問弁護士、兼頬田町顧問弁護士に法的な解釈を問うたとき「土地の所有権を区に留保するものではなく、利用権、分収権の保持を目的に定めた内容に読み取れる」と答えた。合併によりこの問題は消滅しない、継承される」と回答したこともある。

合併前の平成 18 年 2 月 13 日に頬田町職員と共に、同兼任弁護士に所有権移転の相談をした。「地縁団体による区有地の移行の方がスムーズである」「区として書類を揃えて裁判にかけた方が早く決着がつく」との兼任顧問弁護士意見を聞いた。この時、鹿毛馬区・造林管理組合兼任役員は、地縁団体も裁判も考えていないと答えている。（その後原告らは、地縁団体認可申請した）

- ⑤ 平成 19 年 1 月 9 日飯塚市長の分収金交付停止通知と地縁団体認可

「地縁団体認可の区ではないので、債権者になれず支出命令が出来ない」と通知しているが、すでに平成 18 年 12 月 19 日に飯塚市長は鹿毛馬区を、地縁団体に認可していた。（地縁団体認可委任事務は被告代理人顧問弁護士自らが行った）

- i 被告代理人より原告代理司法書士へ添付財産目録の所有権帰属は別途裁可

を仰ぐ旨の回答書を要求され回答した。市長は財産目録添付のまま認可した。規約第 5 章では、財産目録の資産から生じる果実等を財源と規約された。

- ii 平成 19 年 1 月 9 日の飯塚市公文書通知から 10 年後の、平成 29 年 9 月 1 日の準備書面で・・「被告は原告らに対する分収金の支払いを停止したわけではない。被告は鹿毛馬区それを承継した鹿毛馬区自治会（地縁団体）に対する分収金の支払いを停止したのである」。（市長公文書を翻し全てに分収金停止を宣言した）

- ⑤-2 平成 16 年 12 月 21 日の合併協定項目(特例法に基づく)で協定された事項(抜粋)
*債務についてはすべて新市に引き継ぐ。

*歴史的経緯又は旧来の慣習により地域または地縁団体等において公有財産に関する入会権その他実質的な権利として継承されたもので登記・登録に適さない慣行的権利については歴史的経緯又は旧来の慣行を継承し新市に引き継ぐものとする。（入会権を認知し、継承が取り決められていた）

- ⑤-3 受命裁判官は被告代理人に対し平成 19 年 1 月 9 日の分収金停止市長文書について説明を促したこともあった。追訴になったこと等を踏まえ、被告代理

人は「受名裁判官は、的確な訴訟指揮をすることが出来なかった。本件の混乱の原因には原告の訴訟態度以外に、裁判官の無定見な訴訟指揮にあることは特に指摘したい」と準備書面等で裁判官を非難している。

⑥ 裁判所より権利主体団体変更についての示唆

被告は造林管理組合を権利団体としては認めにくいようだから、鹿毛馬区自治会（地縁団体）での訴訟に切り替えたらどうかと示唆された。

第 101 号 86 名（83 名）の造林管理組合構成員。

第 167 号 鹿毛馬区 従来の鹿毛馬区 追訴

第 168 号 鹿毛馬区自治会（地縁団体）追訴

第 168 号に絞りこみを示唆された。第 101 号、第 167 号を外すリスクを、申し立て 3 訴訟を受諾。被告の反発は強く、結局、平成 28 年 6 月 28 日、期日で、裁判長より第 101 号をメインとして審議を継続するとの宣言が有った。

⑦ 原告・被告の権利主体集団の認識

被告代理人は、地縁団体の認可申請に財産目録を添付したから原告は地縁団体に財産目録の権利が有ると認識していたことになる。造林管理組合においても財産目録の確認を求める整合性の説明を求めている。

原告代理人は、鹿毛馬区住民らは前訴を提起する前の段階では「鹿毛馬区」として被告と交渉していた。それは分収金の受領窓口が区の名義であったためでもある。現実に入会権の確認を求めて裁判を提起する段階になると、対象となる土地に利害関係を有する者、また利害関係を持つ意思を有する者が提起しなければならない。それゆえに入会権の確認を求める裁判では、しばしば「固有必要的共同訴訟」と言うことが問題とされる。被告自身も固有必要的共同訴訟要件を満たすかを問題にしていると指摘している。

⑧ 裁判所の、権利主体を地縁団体として和解に対する原告・被告の見解

被告見解は、鹿毛馬造林管理組合との和解は困難であり鹿毛馬区自治会（地縁団体）であることが和解協議に入る前提であるが、和解に応じると回答したことはない。和解が成立するかは未知数である。地方自治法上和解のためには議会の議決が必要である。地方自治法は地域住民の平等を尊重している。

原告としては、被告は鹿毛馬区自治会でも和解するかわからないと言っている以上は、原告が主張している権利（私権）が認められるか判決により認定していただくのが筋であると言う事になる。原告が確認しているのは民法 294 条の権利及び収益分収金である。【被告は地方自治法の利益平等を主張するが森林の管理出役義務等には触れない。地方自治法の平等性と、民法 294 条の私権の混同】

⑨ 原告は、訴訟審理と並行して飯塚市議会・委員会の関連議事録を確認した。

*平成 18 年 7 月 5 日の委員会で担当課長は、飯塚市は旧穎田町の分収金支払いの予算も組んでいると答弁している。

*平成 19 年 1 月 9 日飯塚市長通知文書に、反応ない場合は市の普通財産とし

- て売却の為、測量を進めていた。(勢田区の山、後に市長に売却停止の申立書提出)
- * 飯塚市は合併前から財政再建の名目で不要市有地売却の目標金額を定めていた。新市になってどうして目標に届かないのかと議員質問された担当課長は、旧穎田町勢田区の山の売却が進まない、鹿毛馬区で入会権確認と分収金訴訟中と答弁している。(不要市有地と認識、協定書・合併協定事項等、無視)
- * 市職員は飯塚市顧問弁護士に相談しながら進めていると答弁しているが訴訟審理の中で顧問弁護士に問うても、知らない関係ないと真面に答えない。
- ⑩ 請求の趣旨拡張申立書 平成 29 年 5 月 12 日(市長文書を答弁しない故、拡張申立した)
- 1) 申立書送達の翌日から完済に至るまで年 5 分の割合による金員を支払え。
 - i 被告は、飯塚市長文書をもって原告らの権利を否定し所有権を主張せよ、地縁団体をつくれ、分収金は払わないなどと原告らを誤導した。原告らは前訴提訴を強いられ、膨大な費用負担を余儀なくされた。被告の原告に対する権利否定・挑発行為による原告らの損害である。
 - ii 不当利得返還請求 合併後の平成 18 年 6 月頃まではわずかに分収金を交付したがその後平成 18 年 7 月以降の支払いを求める。
 - 2) 被告代理人は平成 29 年 11 月 22 日準備書面で、認否不要である。否認する。原告の主張に理由がないと反論している。(肝心なことは答弁しない)
- ⑪ 論点整理から見える課題
- 原告 平成 29 年 7 月 28 日準備書面で
- 第 1 本件は 86 名(83 名)による民法 294 条 所定の準共有権を請求原因とする確認及び給付請求訴訟であること。
- 第 2 民法 294 条は原告らが集団を組織していることを前提とはするけれども(その意味で、「固有必要的共同訴訟」の要件をみたすかどうかが問題となる)本件において「管理組合」、「区」の同一性ないし区別などは争点ではないこと。
- 第 3 本件においては、被告において上記に原告らの準共有権を認めるかどうか、分収金を払うべきかどうかの姿勢が問われているのであり、裁判所の判断はこの点に絞られること。
- 第 4 被告の主張は「抗弁」であること
- 原告は、被告が本件土地所有権を取得することになった原因是、穎田町との合併(包括承継)である。合併後、突如穎田町の取扱いに反して原告ら住民の権利を否定する挙に出てきたこと(平成 19 年 1 月 9 日付分収金停止文書)を考えると、被告の「地縁団体でないから分収金を払わない」とか「分収金を払うのは地方自治法上疑いがある」というのは被告の「抗弁」としてとらえるべきである。被告はこの抗弁の具体的内容・根拠を主張して立証すべきである。被告の立証が成功しない限り、

原告らの権利は穎田町時代と同様に存続するものである。

被告 平成 29 年 9 月 1 日準備書面で、入会権の確認請求は固有必要的共同訴訟であるところ、入会権の主体であるか明確にするためには入会団体それが可能となる程度に実体を有する団体であることを要すると考える。

入会権の主体となり得る可能性を有しているのは、鹿毛馬村でありそれを承継した鹿毛馬区であろう。鹿毛馬造林管理組合は、鹿毛馬区と別個の団体ではない。鹿毛馬造林管理組合の実在性を示す証拠はほとんどない。本件原告は、入会団体に関する主張立証は本件では、不要であるとの立場を崩していないように思われる。地縁団体認可申請において、原告らは本件不動産を鹿毛馬区及び認可後の鹿毛馬自治会の所有に属するものとしていた。入会団体に関する原告の主張整理を求める。

現状 【被告代理人は、分収金停止の被告飯塚市長通知文書等、核心に触れる質問に答えない状況を継続している（平成 29 年 12 月現在）】

備考 1：鹿毛馬地域の集団

地域系・区長を選出

①鹿毛馬区、②鹿毛馬造林管理組合、③鹿毛馬区自治会（地縁団体）があり、長及び役員は兼任している。（情報の統一化・役員経費節減のため）

平成 18 年 12 月 19 日認可の鹿毛馬区自治会の母体は①の鹿毛馬区である。

明治 22 年 12 月 10 日の区会条例から継承している区である。

鹿毛馬区は昭和 15 年ころより行政系列から分離したが山の管理を行い収益分収金の交付を受けている。造林管理組合設立後は山の管理は組合構成員が行っている。

行政系・旧来は町内会と称した。

鹿毛馬地区が、上組、中組、下組（牧野）、に分けられている。

④「鹿毛馬上自治会・鹿毛馬中自治会・鹿毛馬牧野自治会」3 自治会で、それぞれ自治会長が選出されている。市より補助金が支払われている。

3 自治会は平成 24～26 年にかけて公民館建屋維持管理のため飯塚市の主導でそれぞれ地縁団体を設立した。

昭和 15 年 9 月、内務省訓令第 17 号「部落会町内会等整備要領」布達により市町村の下部組織として町内会・部落会等が全国的に整備された。

（備考 1 文章：穎田町史 304～309 頁抜粋引用）

備考 2：飯塚市長文書

中尾弁護士は、平成 19 年 1 月 9 日の飯塚市長の分収金停止通知は、重要な文書であるとの認識を示されていた。

質疑応答

(司会・江淵) この訴訟事件は、当初はこの研究会の顧問・中尾英俊弁護士が訴訟代理人を務めていたところ、平成 25 年末に中尾弁護士が亡くなり、その後、中尾弁護士が籍を置かれていた法律事務所の所長・大塚芳典弁護士が後を承継されて現在に至っている。私は、中尾弁護士から教えを受けた立場から現地に行って話を伺った。ここで、この入会地とその歴史、そして裁判についてごく簡単に短く要点のみを再整理しておきたい。

鹿毛馬という地区は、明治 22 年以前は独立した鹿毛馬村だった。この入会地は、鹿毛馬村持ちの財産であった。ここで言う鹿毛馬村持ちというのは、地方公共団体の固有財産という意味ではなく、村びと約 100 世帯の共有財産という意味である。明治 22 年に町村制施行に伴い、鹿毛馬村ほか 3 カ村が合併して穎田村となった。この町村制の影響がなかったとの報告は、旧鹿毛馬村持入会地が新・穎田村の財産に編入されなかつたという意味である。すなわち、町村制施行後も、鹿毛馬入会地はこれまで通り鹿毛馬住民の共有入会地として管理された。この共有入会地の地盤所有権が、昭和 5 年に穎田村に寄付された。これがいわゆる部落有林統一である。この事業は、國の方針に依るもので、全国に亘って行なわれている。國の方針とはいっても、この事業推進のための行政的な法律が制定されているわけではない。法律なしに、地方行政が共有入会権者らに入会地の地盤所有権の贈与を勧奨し、これに入会権者らが応じて公共団体へこれを贈与した。ただし多くの場合、旧来からの土地管理権限を自己に留保した。これが「統一条件」である。この部落有林野統一により、鹿毛馬住民の入会地に対する権利は、共有の性質を有する入会権から共有の性質を有しない入会権へと転換した。穎田村（後の穎田町）は住民らのこの権利を認め、分収金を支払ってきた。そして、平成 18 年、飯塚市と合併した。ところが、合併後の飯塚市はこれを認めず、分収金を支払わなくなった。そこで飯塚市を相手に、鹿毛馬入会権者 86 名が飯塚市を相手に分収金支払いを求める訴えを提起した。これが報告者のいう第 1 次訴訟である。この時、原告・鹿毛馬入会権者は、共有の性質を有する入会権を主張している。これには事情がある。まず、鹿毛馬入会権者らの意識の上では、昭和 5 年以降も、当該入会地についての認識が変わらなかつた。法律的には、その地盤所有権は穎田村の所有に属するようになつたが、実質的には住民らの管理権限の内容に変化がなかつたため、この部落有林野統一で自分たちの権利に法律的な変化が生じたとの意識がなく、入会地が自分たちの所有物であると認識し続けていた。次に、この入会権者らが飯塚市に対し旧穎田町による分収金支払の承継を求めたところ、市の担当者より「分収金を受け取りたかったら所有権を主張せよ」と申し渡されている。鹿毛馬入会者らは、これに挑発され、共有の性質を有する入会権を主張する第一次訴訟を提起したようである。この点を報告者に確認したい。

(渡邊) その通り。鹿毛馬地区では、この入会地を「名実相違地」と呼んでいる。これは、実質的には自分たちの所有資産たる入会地が行政の名義となつていてという意識にもとづいている。

(江淵) この訴訟に対し、裁判所は敗訴判決を言い渡している（福岡地裁飯塚支部平成 25

年 12 月 25 日)。その理由は、穎田町からの分収金が、鹿毛馬入会者らが入会集団だと主張している鹿毛馬造林管理組合の口座ではなく、鹿毛馬区の口座に振り込まれていたからだという。組合と区は、別組織なのか。

(渡邊) そうだ。組合が設立されたのは昭和 56 年で、区はそれ以前から存在する地域組織である。入会地の管理組織は、前者・組合だ。

(江渕) なぜ組合ではなく区の口座に分収金を振り込ませていたのか。

(渡邊) 便宜的な理由だ。

(江渕) この第一次訴訟における原告は組合ではなく、入会権者ら 86 名である。この原告 86 名が入会集団だとする組合の口座ではなく、便宜的に区の口座に分収金が振り込まれていた。組合と区とは、多くの構成員が重複するものの、組織としては別のものだ。それを理由に 86 名の訴えを退けた福岡地裁判決において、その理由は的が外れている。正しい理由として、裁判所は、原告 86 名の権利は共有の性質を有する入会権ではない、との判断を示すべきであった。中尾弁護士がこの入会権者らの代理人となったのは、次の訴訟・第二次訴訟からである。この訴訟では、原告らは、共有の性質を有しない入会権を主張している。この第二次訴訟において、被告・飯塚市は、第一次訴訟判決で係争地について原告らが無権利者であることが示されおり、この第二次訴訟においても原告らはこの判決に拘束されると主張している。この被告の主張に対して、原告・入会権者らは、第二次訴訟はと第一次訴訟とは請求が異なる別訴だから前者は後者の判決の拘束を受けないと主張している。以上が渡邊さんの報告の概要である。

(古積) 第二次訴訟における原告らの主張は正しいと思う。共有の性質を有する入会権の本質は、所有権だ。その一方、共有の性質を有しない入会権は所有権ではない。よって、共有の性質を有しない入会権を主張する第二次訴訟は、そうでない第一次訴訟の判決に拘束されない。部落有林野統一以前は、鹿毛馬入会権者らは入会地の所有権者であったものだが、集団としては財産区なのか。

(江渕) 財産区ではない。

(古積) 穎田町による鹿毛馬地区住民への分収金支払は、住民の入会権を根拠とするものなのか。

(渡邊) そうだ。私たちは、昭和 24 年以来、無償で穎田町有地に植林してきた。そして、昭和 56 年に、鹿毛馬造林管理組合を組織し、森林管理に従事してきた。その山仕事に出ることは組合員の義務であり、この仕事に参加できない組合員は負担金を支払った。この組合は現在に至るまで継承され、旧穎田町は森林からの収益を組合に分配してきた。同町の飯塚市との合併後、市はこの分収金支払をしないという。

(古積) この地域内には複数の組織があるよう見えるが、それは形式上の違いにすぎないようにみえる。その違いに着目して実質を無視することはおかしい。

(渡邊) 被告は、鹿毛馬造林管理組合に対する分収金支払を停止したわけではない、鹿毛馬区に対する支払いをしないだけなのだという。すなわち、被告・飯塚市は、枝葉末節を突いて自己に都合のよい主張をしようとする。はぐらかしとしか言いようがない。

(古積) 裁判所には実質で判断してもらう必要がある。実質でこの訴訟をみれば、当事者の一方が契約上の義務を果たしていないことは明かである。穎田町による鹿毛馬入会権者への分収金支払義務は、入会権を根拠としているわけであり、それは、昭和 5 年・土地所有権の贈与の対価と考えるべきか。そうだとすれば、あまり複雑な法律問題ではない。単に、債務者たる飯塚市がその債務を履行していないにすぎない。

(牧) 第一次訴訟判決は、入会権確認請求を以って固有必要的共同訴訟であるとしている。その根拠について聞きたい。

(江渕) 入会権確認訴訟が固有必要的共同であるというのは、次の意味である。50 名による共有入会地が入会権者の 1 人・甲の名義で所有権登記されているところ、甲がこの土地を自己の個人所有物であると主張し、部外者乙に移転登記したため、甲以外の入会権者が甲乙を相手にその抹消登記請求、その前提としてこの土地が甲を含めた者らの入会地であるという入会権確認訴訟を入会権者らによる共同訴訟として提起する場合、甲以外の入会権者 49 名全員が原告とならなければならない。ここで、甲が 1 名の入会権者丙を買収して原告に加わらないようにした場合、48 名による共同訴訟では入会権確認の訴えが成立しないので裁判所は審理に入らず、この訴えを却下することとなる。これが古くから判例の立場であった。これについては、入会権に関する多数説が関係しているように私には思える。その多数説とは、次のような内容である。すなわち、入会権者による入会地の共有を「総有」とし、これは、各入会権者が全一体として結合した状態・関係を示すと、この説は考えている。入会でない共有においては、共有者が数分の 1 の権利（共有持分）を有し、その総和は一となるとされている。しかし総有はその例外であり、各入会権者は持分を有しておらず、全員が集合することによってはじめて入会地全体の一個の所有権が成立すると、この説は考える所以である。この説は、大正期に根拠なく法学者が唱えはじめ、これが後世の法学者に無批判に承継された。概ね裁判所もこの総有=入会の概念を前提としており、判例が示す入会権確認訴訟=固有必要的共同訴訟論は、この概念から導かれているように思える。すなわち、各入会権者は持分を有せず全員に一体的に入会地についての一個の財産権が帰属しているので、入会地における入会権確認訴訟においては原告たる適格を有する者（原告適格者）全員が原告になる必要があると考えられたのであろう。ここで、入会権者の中にこの訴訟における原告資格を有しない者がいる。それは、その土地が入会地であることを認めずに反集団的行為をした入会権者・甲である。甲は、原告適格者ではなく、被告適格者なのである。甲以外の入会権者が共同で甲から部外者乙への移転登記の抹消を求める訴えを提起し、その前提として、この土地が甲を含めた特定の者 50 名の入会地であるとの入会権確認訴訟を提起する場合、甲以外の入会権者が原告適格を有する。甲は被告となるべき者であるから、甲には原告適格はない。ここで、前述のように、甲が、原告適格者たる入会権者の 1 人・丙を買収して原告とならないように妨害したら、丙を原告として欠く入会権確認訴訟は、訴訟成立のための要件が充足しないので、裁判所は審理に入らない。入会権確認訴訟が固有必要的共同訴訟であるというのは、このようなことである。これまで、このことが、前述のように、多数説のいう総有論から導かれてきたよう

に思われる。しかしながら、この通説的総有論には何の根拠もない。単に、大正期の法学者がそのように根拠なく主張し始め、入会権をよく知らない民法学者がそれを現在も鵜呑みにしているだけなのである。しかし、入会権者らが入会地の共有権者である場合を民法263条は、「共有の性質を有する」と明言している。したがって、「一般論として共有者は共有持分を有するが入会的共有者は例外である」という通説的総有論は、この規定に反する恣意的解釈である。そもそもが、各人の有する共有持分がゼロなら、そのゼロを員数分乗じて、どうして全体の一の財産権が成立するのか。ともあれ、入会権確認訴訟＝固有必要的共同訴訟であるとする法理を、通説的総有論から導くのは（この総有論自体が誤っていることとも関連して）まったくの誤りである。この訴訟が固有必要的共同であるのは、この訴訟に関する判決を全入会権者に合一確定する必要があるからである。前述の例において、丙を原告としない入会権確認訴訟について判決が言い渡された場合、その判決の効力は丙には及ばず、訴訟の一回的解決が不可能となってしまう。訴訟の一回的解決のため、どうしても、判決の効力を丙に及ぼさねばならない。しかし、原告として訴訟に加わるかどうかは、丙の自由である。そこで、甲・丙以外の入会権者は、この両名を被告として入会権確認訴訟を提起するという方法を認めるべきである。ただ、前述のように、丙は原告適格者である。そのような丙を被告として訴えるという点につき、民事訴訟法学者は疑問を抱くようである。しかし私は、全入会権者への入会権確認判決の合一確定の必要性（この訴訟の一回的解決）の手続的な要請から、この方法は民事訴訟法学上から許されると解したい。最高裁は、平成20年にこの方法を認める判断を示している。これによって、固有必要的共同論により進まなかった入会権確認訴訟が進み始めたといってよい。

（佐藤） 鹿毛馬地区において86名の入会権者が訴訟に加わったという。今日、多くの入会集団において、入会地に前世代の入会権者が植林したことは知っているが、これを資産とする権利の意識があまり強くないこともある。昭和の合併時においては、入会権者は合併を影響が入会地に及ぶことを避けこれを守るために財産区を設けることがあった。しかし、平成の合併時にはそれは見られない。鹿毛馬地区の入会権者の入会地を資産として守ろうとするインセンティブは、どこから生まれているのだろうか。林業経済の面からそれを知りたい。

（渡邊） 昭和5年に、入会地は行政の所有財産となった。しかしこの時に、入会権者らと行政の間に協定が結ばれた。これに従い、入会権者の植林にかかる立木が伐採されて収益が得られた場合には、一部を入会権者に配分しなければならない、あるいは、土地を売却した場合にはその60パーセントを入会権者に支払わなければならない、行政が土地所有者として土地を賃貸した場合には賃料収入の一部も同様である。我々入会権者は、これら入会地からの収益の一部を鹿毛馬地区の共益費に、そのほかは、造林地の管理費に充ててきた。造林地の維持のために、下草刈り、施肥、枝打ち、つる切り、病害虫防除などの費用が必要なのである。入会権者各自に収益を分配することはない。今後、このような共益費や森林管理のための資金が得られないということでは、地域が維持できない。そのためには、裁判所に、私たちの主張をどうしても認めてもらわなければならない。そのほか、

鹿毛馬地区では井戸水が生活用水として利用されており、入会林はその水源である。そのほか、農業用ため池の水源でもある。このような金銭以外の面からみても、入会地は私たちにとって重要な財産である。

(江渕) 昭和 5 年部落有林野統一時から現在にかけて、入会地の管理や利用に変化はないか。

(渡邊) 基本的には変化はないが、細かい部分での変化はある。かつては、炭坑事業者に事業用地として入会地を貸し付けていたが、閉山となった。跡地は宅地、養豚事業用地として賃貸利用され、その収益が飯塚市に入っている。採石場として利用されていたこともあるが、今、それは行なわれていない。

(古積) 市が取得しているこれらの土地からの収益金の一部が、鹿毛馬入会権者らに分収金として配分されるという形式になっている。しかし、実質的なこの土地の管理権が共有の性質を有しない入会権として鹿毛馬入会権者らに帰属している以上、会計処理の形式はともかくも、この収益は鹿毛馬入会集団の本来的な取得金ではないか。これが市の会計に計上されているのは、形式的なものではないだろうか。

(渡邊) そうだと思う。この土地は、古くは明治 22 年に成立した穎田村が国から取得したものだ。その後、穎田村による直接の管理が難しいことあって、大字鹿毛馬の人びとが穎田村から買い取り、4 名の住民名義とされた。昭和 5 年部落有林野統一により、この土地の所有権を穎田村に贈与しているが、管理権限まで村に委譲したわけではない。その後、一部が保安林指定を受け、また一部に県行造林が行なわれたため、福岡県が介入することとなった。かつての県行造林は市町村有地のみを対象としていたから、当然に県は、この土地を穎田村所有財産としてしか認識せず、この土地が鹿毛馬入会集団の管理下にあるという実体は考慮しない。のために県は、鹿毛馬入会権者に対し、穎田村（町）からの委託を受けて管理するという形態を探るように指導した。のために、造林事業からの収益はいったん穎田村（町）・飯塚市の会計に計上した上で鹿毛馬入会権者が分収金を受け取るという形態となったものである。

(西) 渡邊さんたちの訴訟事例は、私たちの入会権訴訟¹⁾と似た面がある。私たちも、市を相手に、溜池の入会権を主張して訴訟で争ってきた。ただ異なる点は、すでに裁判所が私たちの入会財産である溜池について、共有の性質を有しない入会権を認めているところにある。しかし市は、入会権者たる私たちの取水を否定しないものの、私たちの入会権を溜池の管理支配権として認めようとしない。

(野村) 鹿毛馬入会権者における分収を受ける権利の根拠は何か。どういう記録にもとづくか。

(渡邊) 昭和 5 年の部落有林野統一にあたり、統一に応じて入会地所有権を贈与する条件として、分収について決めをした。統一協定書²⁾にそれが記録されている。

1) 「村落と環境」第 7 号（2011 年）2 頁以下（西会員報告「溜池は誰のものか」）参照。

2) 本報告末尾に統一協定を資料として掲載する。

(野村) 統一対象の財産は、特定されているか。

(渡邊) 頬田村における昭和 5 年部落有林野統一は、鹿毛馬地区ほか 4 地区において実施された。すべて統一協定は同一で、一つの協定書にまとめられている。訴訟においては、裁判所にこれを証拠として提出している。協定条項の後に各地区の統一対象財産の目録が掲載されている。ただこれは古い時代の地番による。その後、一部の土地につき分筆や合筆が行なわれ、これらについては、現在の地番とは一致しない。今後、その整理をする必要があるが、これは行政側の課題である。

(野村) 頬田村が他に賃貸している財産の賃料も分収の対象とされているのか。

(渡邊) そうだ。昭和 5 年の時点からそうなっている。家賃については、かつては鹿毛馬地区 7、頬田村 3 の割合だったところ、後に、村の取得割合を 4 に引き上げる合意があった。平成 25 年・中尾先生来訪時、かつての頬田町助役からの聴き取りで、この件が明らかになった。現在の被告・飯塚市はこれを認めようとしない。

(野村) 鹿毛馬地区においては、鹿毛馬造林管理組合、鹿毛馬区、認可地縁団体としての鹿毛馬自治会という三種類の組織が設けられているとのことだが、分収金を受け取っていたのは、造林管理組合なのか。

(渡邊) 現時点ではそのように言ってよい。鹿毛馬造林管理組合が正式に組織されたのは昭和 56 年だ。鹿毛馬区は、それ以前からあった。この昭和 56 年以前においては、頬田町には区の口座に分収金振込をしてもらい、鹿毛馬区の会計の中で分収金を処理していた。そのために、昭和 56 年組合設立後も、便宜的に、区の口座を使って分収金支払を受けていた。現在は、組合と区の会計処理は分別し、分収金は組合の収入としている。昭和 56 年組合設立は、部落有林野統一対象地の管理を目的としたものだから、当然にこれらの財産は、区ではなく、組合の管轄だ。区の口座への分収金振込は、前述のように、便宜的なものにすぎない。このことを飯塚市は認めようとしない。

(野村) 報告中、明治 22 年 12 月 10 日の区会条例から承継しているとあったが、これは財産区条例なのか。

(渡邊) 頬田町史にそのような記述があった。区会条例ができると同時に 4 区の役員の数が決められ、そのまま区の組織を継承してきた。

(野村) 区会条例は施行されたのか。

(渡邊) これによって区が設置されているから、施行されたと思う。

(野村) 資料には、昭和 15 年から区が行政系列から分離したというのは、これはどういうことか。

(渡邊) 昭和 15 年以前、区長は村長の任命を受け、頬田村から給与が支給されていた。同年に部落会町内会整備要領布達によりこれが廃止された。これによって、区が頬田村行政の系列から外れたものである。しかし、分収金支払は継続している。

【資料】

昭和五年 公有林野整理統一協定書

嘉穂郡穎田村公有林野整理統一協定書

本村内各部落有土地及國有林野拂下ノ名實相違地ハ左ノ方法ニ依リ穎田村有ニ統一スルモノトス

記

- 一、村造林予定地ニアル從来ノ部落有ノ成林地（見込五町歩）ハ昭和三十年迄ニ伐採セシメ之ガ使用料トシテ公課ヲ限度トシテ地上権者ヨリ村エ納付セシム
- 二、村及ビ区造林地ニ於ケル團地ノ関係上個人有ナルモ村及ビ区ニ於テ植林セル個所ニ対シテハ区又ハ村有地ト交換シ整理スルモノトス
- 三、採薪採草地及炭坑貸付地、岩石採取地、墓地、水路溜池ノ使用収益ハ從来ノ慣行ヲ尊重スルモノトス但シ採薪採草地、炭坑貸付地、岩石採取地ニ対シテハ公課ヲ限度トシテ使用料ヲ納付セシムルモノトス
- 四、整理統一シタル林野ノ内管理不便ナル小面積ノモノ及特殊ノ事由アル林野其他ノ田、畑、宅地ハ緣故關係者ニ売却シ該代金ハ村長之ヲ管理シ将来当該部住民ノ公共的事業ニ支出スルモノトス
但シ壹反歩ノ單價ハ次ノ通リトス

山林原野	参円以上
田	五拾円以上
畑	拾円以上

宅地（壹坪ニ付キ） 弐拾錢以上

- 五、從来ノ部落有林野ニ植林スル場合ハ第一回伐採ニ限り収入ノ三割ヲ關係部落住民ニ交付スルモノトス
但シ他ト地上権設定スル場合ハ村ニ於テ収入スル額ノ六割ヲ關係部落住民ニ交付スルモノトス
- 六、部落有財産トシテ保管スル現金ハ關係部落住民ノ公共的事業ニ支出スルモノトス
- 七、村ニ於テ植林セル名實相違地ノ収益分収ハ關係部落住民ニ収入ノ二割ヲ交付スルモノトス
- 八、部落ニ於テ植林シタル名實相違地ノ収益分収ハ關係部落住民ニ八割ヲ交付スルモノトス
- 九、名實相違地ノ内嘉穂郡飯塚町外十七ヶ町村財産組合或ハ其他ト地上権ヲ設定セル箇所ニ付テハ村ノ受クル分収額ノ三分ノ二ヲ關係部落住民ニ交付スルモノトス
- 一〇、名實相違地ノ内保安林ノ伐採ヲ得タル場合ハ第一回限り之ガ収益ハ關係部落住民ニ交付スルモノトス

- 一一、名實相違地ニシテ大字勢田關係ノ土地ノ内字大平二、〇六七番地臺帳面積拾五町七
反六畝歩ニ付将来植林スル場合ハ第五項ノ通り處理スルモノトス
- 一二、名實相違地ニシテ大字鹿毛馬關係ニ属スルモノゝ内既植林地及採薪採草地ヲ除キタ
ル造林予定地ニ対シ毫反歩當リ金四円ヲ交付シ當該部落住民ノ公共的事業ニ支出スル
モノトス
- 十三、採薪採草地ヲ除ク外ハ村基本財産造成地ト為スモノトス

議案第十九號

區有財產提供採納ノ件

本村各大字ニ所有スル財產（別紙明細書ノ通り）全部ヲ別紙協定書ニ基キ本村ニ譲與ノ義
申出ニ付之ヲ採納スルモノトス

昭和五年三月二十日提出

顥田村長 許斐 安太郎

別紙明細書略

第2報告

生産森林組合の解散とその後の森林管理実態¹⁾

～福岡県糸島市における地縁法人化の事例～

九州大学農学部 河野 大志・市野瀬 愛
九州大学大学院農学研究院 佐藤 宣子・藤原 敬大

1. 研究の背景と目的

生産森林組合の多くが、近年、林業の低迷や税負担による経営悪化、組合員の高齢化に直面し、解散を選択せざるを得ない状況になっている²⁾。解散後の動向としては、1991年の地方自治法改正によって法人格の取得が可能となった認可地縁団体制度を利用した地縁法人化を選択する場合が最も多く、その他、記名共有化や個人分割化等が報告されている³⁾。

地縁法人化に関する先行研究をみると、中川（1996）⁴⁾は、長野県下の地縁法人の実態を調べた結果から、入会林野が地縁法人化するための条件について、①入会林野が区有財産とみなされていること、②地縁団体を「区」と一致させて設立させること、③地縁団体の成立要件である構成員条件に適合させるために区と入会林野集団を一致させること、④この場合は、新たに区=入会集団という形で、地縁法人所有財産に入会権が係るとみなすべきであること、⑤このように整理された集団の林野に、林業等の補助策が適用されること、の5つであると指摘している。

一方、山下（2006）は、長野県飯山市と栄村を事例にして、生産森林組合との比較から地縁法人の制度上の特徴を考察している。地縁法人制度は、近代化政策から取り残されてきた10ha以下の入会林野を持つ集団や整備意志を持たなかつた集団に権利関係整備の手段を与え、登記簿上の入会林野保全策を提供している点で登記問題の前進だと評価した。しかし、地縁法人化しても、森林管理へのインセンティブが芽生えるという状況にないとの現状から、地縁法人制度を森林管理主体として位置付けることは難しいとしている。また、生産森林組合から地縁法人に移行する際の制度上のメリットとデメリットについてもまとめている。メリットとしては、生産森林組合の制度的規定から脱却できることであり、地

1) 本稿は、河野大志（2018）「生産森林組合の解散とその後の森林管理」（2017年度九州大学提出卒業論文）の一部を佐藤が追記修正して作成したものである。藤原と市野瀬は住民調査に参加するとともに、結果とりまとめを共同で行った。また、本調査は、糸島市九州大学連携研究助成「見向きされなくなつた里山の活用についての仕組みづくり～親山自治区における可也山保全の持続的な活動に向けて～」の成果の一部である。

2) 中川恒治（1998）「入会林野解体に関する研究」信州大学農学部演習林報告：48・49頁

3) 山下詠子（2016）「生産森林組合の解散事例と組合存続に向けた取組」平成27年度 入会林野コンサルタント中央会議発表資料。

4) 中川恒治（1996）「入会集団の地縁団体法人化に関する長野県の動向」林業経済研究129：177・182頁。

縁法人は従事義務制度がなく、収益がなければ法人県民税および法人市民税の均等割税の納入が必要はないことをあげている。デメリットとしては、手続きの際に経費と手間がかかる可能性が生じることであり、地縁法人化の手続き経費は、資産量などの違いにもよるが、数十万～数百万の費用が発生すると指摘している⁵⁾。

これらの先行研究は、認可地縁法人の制度的課題を明らかにしているものの、地縁法人化後の森林管理実態について住民の参加状況や意識調査に基づいて考察した研究はない。特に、住民間での元生産森林組合の組合員と非組合員、および住民世代間の森林管理作業への参加意識の違いを明らかにすることは、今後増加すると予想される生産森林組合の認可地縁団体への移行とその後の森林管理施策を議論するために重要である。

本報告では、福岡県糸島市親山自治区を事例に、生産森林組合の解散過程と認可地縁団体化後の森林管理の課題を考察することを目的とした。研究方法は、第1に、福岡県および糸島市の行政資料と生産森林組合、親山里山保全会の資料調査と役員インタビューによって森林管理実態と組合解散の経緯を把握した。第2に、親山地区の住民への半構造化インタビューによって地縁法人化の評価および森林管理への参加状況、次世代継承の課題等について考察した。インタビューは、公民館で調査目的の説明と調査協力依頼を行い、全32世帯のうち29世帯（元生産森林組合世帯28世帯、移住世帯1世帯）において、協力いただけた成人世帯員42名を対象にした。

2. 研究対象地の概況と地縁法人化までの経緯

(1) 研究対象地の概況

研究対象地である糸島市親山地区は、標高365mの可也山を中心に北側に位置する集落である。都市近郊型の地域ではあるが、近隣の地区が観光地化や宅地化する中にあって、宅地可能地が少ないこともあって混住化は進んでおらず、共同作業での森林管理や祭りの継承など地域内の自然や伝統を大切にしている地区として知られている。親山地区は世帯数32世帯、親山生産森林組合時代の組合員が28世帯、組合員外で移住世帯が2世帯である。地区住民88名のうち、男性が47名、女性が41名で50代以上が60名と少子高齢化が進んでいる。地区内の就業構造は、専業農家3世帯、会社員・自営業18世帯、無職6世帯、その他1世帯であった。

親山地区における森林所有形態別の面積は、地縁法人登記林面積が約16ha、私有林面積が約35haである。地区全体の農地面積は1ha未満と少ない。

(2) 生産森林組合の設立と解散の経緯

現地縁法人有の森林は、明治期に国有林化された林野の下げ戻し後の受け皿として1928年に利用組合が設立されて親山集落で管理・利用がされていた。当地の歴史に詳しいK氏によると、所有権を登記するにあたり、複数人の代表者で登記することに問題が生じる可能性があることを予見し、結成を決めたとのことである。造林は利用組合設立前の大正年

5) 山下詠子（2006）「入会林野における認可地縁団体制度の意義—長野県飯山市と栄村の事例より—」
林業経済研究59・8号：17-32頁。

間から取り組まれていたとのことである。その後、1951 年の森林法改正による生産森林組合制度を利用し、1953 年に親山生産森林組合を設立した。入会林野等近代化法制定前のことである。新制度を活用して組合として林業を振興する意義があるとして、当時の役員は何度も福岡県庁に赴き、登記手続きや定款作成を行ったとのことである。また、生産森林組合設立当時は、夏場に 1 週間の下刈り（植林後 10 年生まで）やツル切りの作業、冬場に 2~3 日枝打ちを終日で行っていた。当時は、作業にはほとんど男性が出ていたとのことである。1960 年から 1965 年は、木材販売が好調だった。親山の木材は、年輪が詰まった密な木材だと評価され、隣の地区から買いに来るような人もいたとのことである。聞き取り調査からも、当時の林業にはロマンがあったという声が多数あった。当時から利益の分配は行っていないが、木材販売の利益で、地区の公民館や納骨堂を建設し、親山生産森林組合名義で登記を行っていた。その後は、林業の衰退とともに木材販売は不調となり、1975 年代に土地込で約 1.5ha 販売して以来、木材販売を行っていなかった。

しかし、1990 年代以降、木材価格が低下し、収入がない中で、法人税の支払いなどのため組合員から借り入れする形で組合の赤字は増えていった。森林管理の作業回数も減少し、2 月の第 2 週に地区全体で共同作業を行い、役員が作業場所の確認と点検を実施するのみになっていた。毎年総会資料を県に報告していたが、2016 年に解散し、地縁法人が設立された。地縁法人は、住民個人を構成員として糸島市に届けられ、認可されている。

（3）おやま里山保全会の活動

生産森林組合解散の議論がなされていた 2014 年に、住民組織としておやま里山保全会が結成され、活動を継続している。おやま里山保全会の取り組み目的は、「糸島市志摩親山地区は高齢化により、集落で先祖代々から守り続けている可也山の森が荒廃してきている。このため地域住民がおやま里山保全会を設立し、可也山の北側にある地域の森を整備し、子どもたちと植樹会などを開催し地域の活性化を進める」ことである。取組概要は、雑草木の刈払い、風倒木・枯損木の除去、作業道の補修整備、側溝の落ち葉搔き、水はね・土留めの補修整備、森林・境界の点検、チェーンソーの取扱講習などを実施。また、子どもたちと登山し森林体験や植樹会を実施している⁶⁾。これらの活動は森林・山村多面的機能發揮対策交付金（2014 年度 40.2 万円、2015 年度 30.4 万円、2016 年度 22.4 万円、2017 年度 24 万円）を活用して実施されている。

里山保全会は、区長、副区長、会計、山林委員長の役員が中心となって運営されている。2 年 1 期で交代することになっているが、再任が続いている状況にある。

2013 年に可也山頂上近くまで車で登れるようになったこと、また里山保全会の設立によって、4 月に祭り前の点検、梅雨前に点検と頂上の草刈り、12 月と 2 月に境界確認作業を役員で行っている。また、2 月の共同作業はおやま里山保全会が主催する形で行われている。地縁法人化後は、組合員外の住民にも作業参加の呼びかけを行っているが、強制はない。共同作業の内容は、男性が山の上で枝打ちや下草刈等、女性が山の麓で側溝の落ち

6) おやま里山保全会総会資料より。

葉拾いや草刈り等の作業を行っている。おやま里山保全会を設立するにあたり、女性でも参加しやすいように男女で作業内容を分けるようになり、さらに、共同作業日を外部に呼びかけ、チェーンソー講習会などのイベントを開催するようになった。現在では、福岡林業女子など外部団体も活動に参加している。

(4) 生産森林組合の解散と地縁法人化の手続きについて

生産森林組合と地縁法人化の手続きについてみると、親山生産森林組合では、2012年ごろから解散の話が出来ていた。当時、組合の役員による話し合いが行われていたが、先祖代々から続いている組合を解散することに抵抗があり、話がまとまらずに解散に踏み出せずにいた。しかし、親山生産森林組合は、1975年頃から素材生産による収入はなかった。一方、法人税等（7.1万円）を毎年支払っていたので、負債が膨らんでいた（2015年度末で約180万円の繰り越し損益）。このことを危惧した司法書士であるY氏（地区住民）と現おやま里山保全会会长により、生産森林組合を解散し、地縁法人化することが提案された。

解散、地縁法人化手続きは、福岡県福岡農林事務所林業振興課普及係の助言を受けながら行い、約1年を要した。解散までに組合役員内での話し合いは10回以上行われ、地区住民に対する事務的な連絡を3回、総会を1回開催している。地区住民の中には、山の所有権を分配すると勘違いする人が多くいたとのことである。解散と地縁法人化に対する反対は少なかった。反対意見としては、新規参入者に義務と権利が発生すること、転出時にお金をくれと言うような人が現れることなどの不安があったとのことである。反対意見に対しては、損益が膨らんでいる生産森林組合の現状を説明して、納得を得たとのことである。解散、地縁法人化の手続き費用は約70万円であった。生産森林組合で支払う税金10年分と考えると負担は少ないと考えられていた。

3. 住民の地縁法人化に対する評価と森林管理の参加状況

(1) 認可地縁法人化の認識と評価

組合解散後、地縁法人化後で何か集落内で変化を感じましたかを質問したところ変化を感じている住民は40名中8名であった。認可地縁団体制度がどのようなものか具体的に把握している住民は少数であり、地縁法人化という言葉も知らない人がほとんどであった。そのため、住民の中では、生産森林組合が解散し、名称が変わった組織になっただけと把握している人が多い。変化を感じている人の意見は、「自分たちで山を守っていこうという責任が生まれた」、「女性も作業に出るようになった」、「作業や役員作業が増えた」などの意見だった。これらは、主におやま里山保全会の活動への評価ともいえる。

地区住民の中から立場の違う住民の、生産森林組合解散と地縁法人化に対する意見を紹介する。

【D氏（女性、60代）の意見】

22歳で親山に嫁ぎ、農業に従事していたが、現在は引退している。生産森林組合の解散には、先祖の知恵で設立し、守ってきた組合なので抵抗を感じたが、作業を続けていくことが大事であると考え納得した。最近、地域内の若い人との地区に対する考え方の違いの

ようなものを感じ始めている。地縁法人化について説明は受けていたが、具体的な内容は把握できていないとのことだった。住民の中には、地縁法人化したことで、住民全員が作業に出なければならないと思った人がいたとのことだった。

【里山保全会の事務局 M 氏（男性、50代）の意見】

以前は会社に勤めていたが、現在は、地区内で自営業を営んでいる。里山保全会の事務局の他に中山間事業会書記や親山の環境を守る会の書記を務めており、地区内の活動の連絡や書類の処理を一手に引き受けている。

生産森林組合の解散と地縁法人化についての役員内での話し合いは数えきれないほど行われたとのことである。現在の、多面的機能交付金で活動している里山保全会がなくなれば、作業に出る人が激減する可能性があることを非常に不安に思っている。生産森林組合時代の出不足金は山の作業に出る意識を保つためには必要なものと捉えており、出不足金に代わるようなシステム作りをしたほうが良いと思う。

【自治会会长 W 氏（男性、60代）】

現在、自治会会长と里山保全会の役員などを務めている。父が生産森林組合時代の役員をしていた。解散後の変化は感じていない。解散については、集落の全員が納得している様子だった。地縁法人化についても、集落の人は、理解してくれていると考えている。

（2）地縁法人有林（旧生産森林組合有林）管理への参加状況と意見

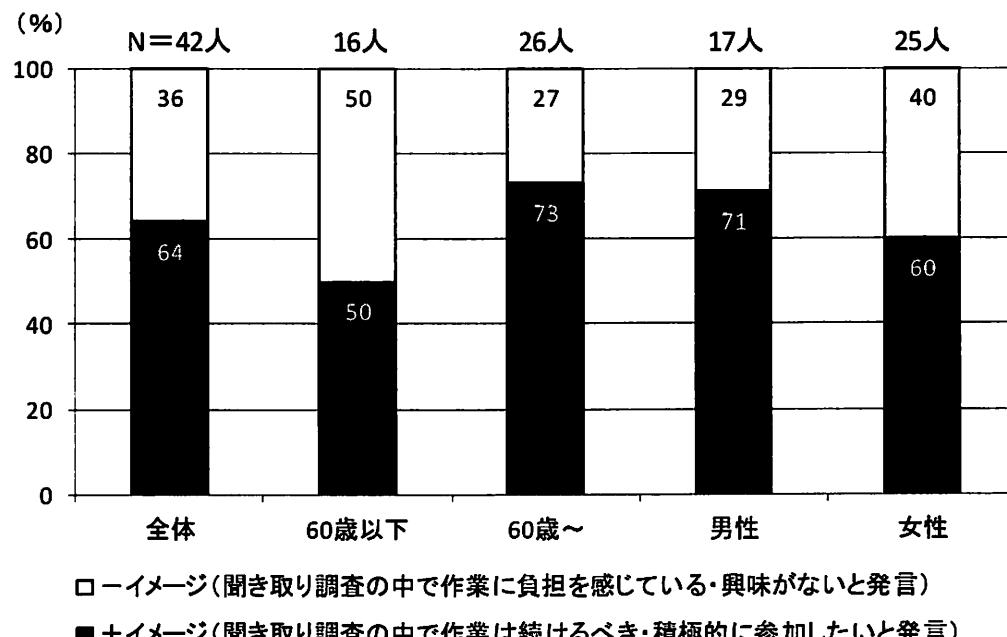


図1 地縁法人有林や集落行事の共同作業に対するイメージ

資料：聞き取り調査より作成

2月に実施されている共同作業には、聞き取り調査を実施した元生産森林組合員世帯は100%の参加であった。元組合員の中では、共同作業に出ることは、「きまり」という認識が強い。一方、非組合員だった4世帯は、地縁法人化後の共同作業にも参加していなかつ

た。

次に、地区住民に対する聞き取り調査から共同作業に対する評価をプラスかマイナスであるかを考察した（図1）。地区全体ではプラスイメージが64%であるが、60歳以上でプラスイメージが73%であった。60歳以下ではマイナスイメージが50%、女性で40%と60歳以下の女性でマイナスイメージが強いことが分かった。

プラスイメージとした具体的な意見は、「代々守ってきた森林なので、自分たちの手で守っていきたい」（60歳代男性）等、災害防止の意識や郷土愛に関する意見が多かった。マイナスイメージの具体的な意見は、「地区で回ってくる役員の作業や共同作業が負担で会社勤めや自営業者は休みの日に家族との時間がない」（50歳代女性）等、役員に対する負担感や仕事との両立の難しさを指摘する意見が多かった。役員を担い、代々親山に住んでいる60～70歳代の住民と会社勤めや自営業をしている40～50歳代の住民との間で意見のギャップがあるといえる。

（3）移住者の参加状況と住民の移住者受入に対する意見

近年、親山地区には地区外から移住してきた世帯が2世帯ある。今回、1世帯からは、調査の協力を得ることができなかつた。調査の協力を得ることができた1世帯は、夫婦（40代）で2015年4月に市内中心地区から移住してきた。以前は会社勤めだったが、自然の中で暮らしたい、農作業を本気でやりたいという思いがあり、会社をやめ、移住先を探していた。友人の紹介で親山地区に空き家があることを知り、移住を決めた。移住してきた当時は、まだ、生産森林組合が解散をしていなかつたが、組合員ではないため、共同作業や常会、総会等には参加していなかつた。

移住者によると「新規参入者として外部から入っていくことに不安はあったが、集落の人たちは優しく、積極的にコミュニケーションをとってくれたので早いうちにじむことができた」とのことであった。現在は、行事に積極的に参加しており、集落内の役職を任せてもらえるほど信頼されている。地縁法人になった後に2月の共同作業に誘われるようになつたが、これまで都合があわず参加したことはない。しかし、森林管理の活動にも今後は予定が合う限り、できるだけ参加したいとのことであった。今後の、地区のことや作業内容について、「新規参入者という立場から強く意見をすることはできない」とのことである。移住者として、「これから新規参入者が増えるとしたら、地域の和を大切にしてほしいと思うので、昔ながらの習慣等を大切にしながら慎重に活動してほしい」という意見であった。

生産森林組合時代の組合員だった住民にこれから新規参入者が増えていくことを歓迎するか回答してもらった。新規参入者を歓迎すると回答したのは13名、歓迎しないと回答したのは0名、条件付きで歓迎すると回答したのは21名であった。条件としては、どのような地区か知った上で移住してきてほしい、地区の作業や行事には参加してほしい等が多かった。地区住民全体として、新規参入者は歓迎していきたいが、地区に移住してくる限りは、地区内のきまり等は守ってほしいという意見が多い。

親山地区は、農業振興地域と市街化調整区域に指定されているため土地利用や建築に制

限を受けていたため、開発による移住者急増は考えにくい。しかし、高齢世代のみの世帯が増加しており、空き家となった場合に、移住人気の糸島市にあって同地域も移住者増加も予想される。

4. まとめと課題

親山生産森林組合が解散に踏み切ることができた大きな要因が2つあったと考えられる。1つ目は、司法書士Y氏の存在である。Y氏が無償で請け負ったことで、手続きの費用が軽減されていた。2つ目は、地区住民内のつながりが強かったことがあげられる。共同作業への参加率が高く、解散・地縁法人化までの話し合いがスムーズに進められたことがわかった。

生産森林組合解散後と地縁法人化後で集落内の変化を感じている住民は2割程度と少なかったものの、女性への参加呼びかけがなされるなどの変化を感じ始めている人が存在した。具体的には、おやま里山保全会が設立され、森林多面的機能交付金事業を活用することによって森林管理回数が増加しており、組織としては、積極的に森林管理をする取り組みが始まっていた。これまで森林管理に関わってこなかった女性や移住者、また近年の活動では地区外の林研グループや林業女子会の参加などもあり、糸島富士とも称される可也山の森林管理には外部者も参加する可能性がある。外部者に開かれた森林管理活動の受け皿に認可地縁団体を位置づけうる可能性を示唆する事例だといえる。

しかし、一方で、地区住民の中には、女性や50歳以下を中心に共同作業に対する負担感を感じている人がいることが分かった。また、役員層が主に活動し、世代間での意見のギャップが見られたことから、今後、森林管理の世代継承が課題であることといえる。特に、役員層を担える人材をいかに育成しうるか、生産森林組合や入会団体と共に課題が存在する。

糸島市では生産森林組合が認可地縁団体化した事例は事例紹介した親山地区のみである。しかし、認可地縁団体を管轄する同市地域振興課の資料によると、2018年1月段階で同市内の認可地縁団体数111のうち53団体(48%)が山林を保有していることがわかった。行政からは特に山林を認可地縁法人にする指導は行っていないにもかかわらず、同制度を活用した山林所有が増加していることが確認できた。生産森林組合を含め入会林野の流れをくむ森林の所有形態として認可地縁団体が選択されていると考えられ、それらの現状把握は今後の課題としたい。

質疑応答

(司会・佐藤) 質疑の前に1点だけ修正したい。資料に共有林16haと書いているが、共有ではなく、生産森林組合から団体有になっている森林を指している。次に補足したい。報告に出てきた可也山は、糸島市所在で糸島富士と親しまれている美しい山である。この報告者はこの調査を9月から10月にかけて集中的に行なって卒業論文として完成させた。

(枚田) 地域の世帯数は32でこのうち生産森林組合の組合員が28名であるという。組

合員でなかった 4 名はどのような人か。

(河野) 4 名のうち 2 名は、外部からの移住者である。ほか 2 名は、一度転出して失権した後に戻ってきた人である。

(枚田) 組合員ではなかった 4 名は、地縁団体化した時にどのように対応したか。生産森林組合から地縁団体に改組すると、全住民負担となる。4 名は、これまでなかった負担を受けることになるのではないか。

(河野) 森林管理活動は、地域全体で行なっていた。地域団体への改組について非組合員たる 4 名は了解した。

(古積) 生産森林組合を認可地縁団体に改組する場合、旧来からの住民でない世帯の扱いが問題となる。認可地縁団体の場合、新規住民世帯による参加を拒めない。報告の地域においては、旧来からの住民の姿勢はどうか。新規住民の参加を歓迎する傾向にあるか。

(河野) 役員への聴き取りによると、旧来の住民の中にはそれを歓迎しない人もいるのではないか、という回答だった。ただ、それとは逆に、ほとんどの人は受け入れるのではないかと考える人もいる。

(市野瀬) ただ、この地域に移住を希望する人に対しては、当時の区長がこの地域の慣習を説明し移住希望者はこれを了解している。旧来からの住民は、地域活動に理解を示してくれる外来者であれば歓迎したいという意見だった。

(古積) 現時点では外部からの移住はあまり多くないので、問題意識がないのではないか。ただ、今後、外来世帯が多くなると、問題視する意見が多くなるかもしれない。

(佐藤) この地区では、外来世帯の参加を認めないと制限はしていない。むしろ、積極的に、森林管理への参加を外来世帯に呼びかけている。この参加は任意なので、外来世帯の一部は参加し、他は参加していないという現状だ。いま、主導的な立場にある役員は 60 歳代で、ほか 50 歳代が 2 名である。後継者がいるかどうか尋ねると、外来世帯の 1 名の名が挙がった。この外来者は、積極的に森林管理に参加している。外来者も地域のことをよく考えている。新しい姿の森林活動も始まっている。林業女子会も組織された。木材販売による収益は期待できないものの、山を守らなければならないという意識は共有されている。外来者への期待もある。

(河野) ただ、この地域が農業振興区域・市街化調整区域に指定され、外部からの転入が難しいため、外来世帯が大幅に増加するという傾向はない。

(枚田) 地縁団体化のため経費が 70 万円必要であったとのことだが、これはどこから捻出したのか。改組後は法人住民税 7 万 1 千円が節約できるとはいえ、70 万円の改組経費は大きい。

(河野) 未来永劫に続く法人住民税納付と比較して、一度で済む改組費用 70 万円の負担の方が選択されたということだ。

(佐藤) みんなで負担したようだ。昭和 30 年代にすでに木材売却収入が得られなくなり、生産森林組合解散の時点ですでに赤字決算で、法人住民税納付資金を全組合員で拠出して

いた。役員に報酬も出せない状態だった。いま 70 万円の負担に耐えれば今後は楽になると皆が考えたわけだ。

(江淵) 山林作業は全員でしているのか。

(河野) そうだ。

(江淵) 将来、収入を得る可能性はどうか。地縁団体といえども、所得があれば、その年度において法人住民税が負荷される。

(河野) 期待できない。

(佐藤) 所有林 16ha では、あまり期待はできない。

(矢野) 解散した生産森林組合の設立は昭和 28 年であるということは、入会林野近代化法を経由した、いわゆる入会林野整備ではないということか。

(河野) そうだ。

(矢野) その設立のいきさつは何か。

(河野) 昭和 4 年に、生産森林組合の前身として利用組合という組織が設けられている。

(佐藤) この山林は、国有地に編入されていた。これを昭和 4 年に地元が払下げを受けて利用組合を組織し組織していた。材価が高い時代だったので、その後、造林の意欲が地元で高くなった。以前に、この地域の指導的立場にある人が生産森林組合方式に着目し、県の協力を得て生産森林組合設立に至ったものだ。

(牧) 入会権訴訟において鑑定書を提出した民法学者の中には現地調査をしていない人もいる。一般に法学者はフィールドワークを軽んずる傾向があるが、林政学の分野において、報告者は詳細な調査をされているので、とてもよい。なお、法人住民税のうち県民税は 2 万 1 千円、市町村民税は 5 万円であるところ、県民税のうち、千円は森林環境税である。近年、その引き上げの動きがあるという。生産森林組合解散はよかつたと思う。

(植木) 解散手続きのために 70 万円の費用が必要だったという。その内訳はわかるか。

(河野) 私もそれを知りたかったが、資料がなく、調査が難しかった。

(植木) 解散前に赤字としての会計処理をして節税するような努力はされているか。

(河野) そのような努力をしたという説明はなかった。

(市野瀬) 材価低迷のため、かなり以前から赤字になることは意識されていた。しかし、前の世代の役員が、先祖が代々造林して維持してきた組合を今後も継続させたいとの思いを強く持っており、これまでの経営方針の変革に躊躇していた。役員の世代が後退して、改組が動き始めたものである。

(高村) 認可地縁団体に改組すると構成員が世帯から個人単位へと変わるという点に関心を持たざるをえない。この地区の場合、女性の役割が大きくなっているという点が重要だ。男性だけでなく女性も森林管理に従事しているという。これは、改組を原因とした、世帯主を構成員単位とする慣習の変化だろうか。

(河野) この地域の外来住民の中には、農業にも従事し、積極的に森林管理にも参加している人がいる。女性の森林管理参加は、認可地縁団体への改組が原因というわけではなく、地区内に里山保存会を設けるという計画に女性が興味を示し、落ち葉拾いなど女性で

できる作業を模索したということだ。

(佐藤) ただ、この里山保存会設置は改組がきっかけとなっているので、女性参加が開祖とまったく無関係ともいえないだろう。

(市野瀬) 改組前は、男性ではなく女性が出役はたす場合には、出役をはたさない場合と比較して額は低いがそれでも出不足金の支払いが必要だった。しかし、これが現代社会にそぐわないとの考え方から、これが廃止され、女性が参加しやすくなった。

(江渕) この認可地縁団体の構成員数は 28 名か、それとも 88 名か。

(河野) 88 名だ。

(江渕) つまり、構成員を世帯単位ではなく個人単位で扱っているわけだ。認可地縁団体ではない地域集団において、日本全国、世帯単位ではなく個人単位で構成員を定めていく地区はないと思う。それにもかかわらず、認可地縁団体の場合にはこの文化・慣習を禁止していると解釈すべきなのか。この地区的組織も、認可地縁団体以前には、世帯を構成員単位としていたと思う。そして、地縁団体設立申請を市長へ提出したところ、市から、世帯ではなく住民個人を構成員単位とするように指導を受けたものと、私は推測している。地方自治法における地縁団体規定においては、同法 260 条の 2・第 2 項 3 号が「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるもの」と定めており、市町村担当者は、この規定を以って世帯単位で構成員を定め、世帯主のみを構成員として名簿を提出することを禁止していると解釈するからだ。そこには、戦前の民法における家制度に対するアレルギーがあるようだ。戦前の家族法制について、民法学者においては、いまなお、戦前の家制度に対する怨嗟に満ちている。しかし、認可地縁団体でない地域的組織、たとえば、入会集団やそうでない住民自治会、あるいは生産森林組合が世帯単位で構成員を定め世帯主のみを構成員として組織運営することに何の問題があろうか。認可地縁団体申請を受けた市町村担当者が、申請者に対して、世帯主を構成員とする名簿は受け付けない、全住民を構成員とせよ、との指導をするのは、住民自治の精神にもとる。私は、前述の地方自治法の規定は、地域内の法人を構成員とすることは認めないと趣旨にもとづいていると解釈している。この解釈から、この規定は世帯主のみを構成員とすることを禁止しているとの解釈は導かれない。

(佐藤) この地区住民がそのように設立申請したのだから、全住民個人を主体的に構成員としたということではないか。私は、認可地縁団体においては、住民個人が構成員となると理解している。

(江渕) そのように申請書に添付する構成員名簿を作成せよ、と市町村担当者が指導している。その結果、認可地縁団体の運営事務処理を煩わしくしている。他地区において、市町村からそのような指導を受けたから申請上便宜的に赤子から年寄りまで全世帯員を構成員とする名簿を提出し、総会の際には各世帯主が世帯員から委任状を受け取って世帯主だけで総会を開催するなどの手間をかけているところがある。市町村行政は、赤子から介護を受けている高齢者まで総会に出席させよ、と指導しているのだ。不当な措置だ。

(高尾) 市町村担当者によって差があるようだ。一般的には申請書に添付する構成

員名簿は、赤子から年寄りまで、全住民のものが要求される。しかし、全世帯が地域の組織活動に参加しており、また会費納入をこれまで世帯単位で徴収してきていることから、世帯主だけの構成員名簿が認められた例もある。実際の運営においても、世帯主はその世帯の構成員全員を代表していることを理由に世帯主だけで総会を開くことができるよう申し合せている例もある。

(江渕) 地縁団体の認可についての市町村行政事務部門は、世帯主だけを構成員とする申請でこの認可を出すことで行政としての責任を問われることを警戒している。公務員としての立場から、世帯主とそれ以外の世帯員たる住民の間の差別につながるような申請は認められないとの配慮だ。地方自治法の前述の規定はかかる差別を禁止している、という解釈が一般的だろう。しかし、この規定は、前述のように、地域内の法人を構成員とできないとする趣旨にもとづく。この点についての市町村行政担当者の誤解は甚だしい。

(高尾) 全住民の氏名を記載した名簿提出を市町村行政が申請者に求めたところ、申請者が個人情報を理由に拒否した例がある。世帯にどのような個人が属しているかは個人情報だからその名簿は出せないと理由書が添付された。

(佐藤) この地区の場合、この問題について市と地元がどのように協議したのか、さらに調べる必要がありそうだ。

(小川) このような調査というのはこれまであまりなく、非常にいい内容だ。生産森林組合の解散のフォローアップ調査として意義深い。このような調査を県内他地域まで広げる考えはないか。

(佐藤) この調査は、糸島市と九州大学の包括連携研究計画にもとづき、市から補助を受けて実施した。福岡県はこの計画に関係していないが、県行政に参考になるところがあるものと思う。生産森林組合方式が地元に重く、そのために組合を解散するにしても、その後は森林の個人分割ではなく組織的な森林保全管理が望まれている。このような方向性がこの調査から見えてくる。

(野村) 生産森林組合と比べて認可地縁団体は、より公的というか共益的な性格が強い。前者から後者へ改組されることにより、地域の財産に関する住民の財産権意識は変化するだろうか。材価が低いために、この地域財産から収益が得られない一方で、管理のために労力を投下しなければならない。そのために、やっかいな負の財産としての意識が強くなり、そのために、金銭を生み出す資産としてよりも、地域の公的・共益的財産、コモンズとしての財産の意識へと変化したということはいえないか。

(佐藤) そのような変化があったような印象は受けない。というのは、生産森林組合の時代から、収益を組合員に配当することがなかったからだ。周知の通り、生産森林組合においては、収益を従事割配当できる。しかし、この地区ではそれをせず、たとえば集会所建設、溜池補修など、古くから組合有林からの収益を地域の共益費に充ててきた。認可地縁団体への改組後、その伝統が維持されている。ただ、旧来の住民たちの意識は、変り始めているようだ。この改組は、その意識変化と関係しているかもしれない。その意識変化とは、まず外来住民の協力を得るべきとの考えだ。たとえば、チェーンソー未経験者（外

来住民にはほぼその経験がない) のためのその講習会の実施を始めている。次に、里山の外部への開放だ。地域外の登山道から地域内に降りてくることができるよう道をこしらえている。里山保存会は、そのような意識改革の中で生まれた。将来は、可也山維持のための協賛金を設けたいという意欲もある。そのようなより開かれた、公益性ともいべき性格を追求する意識がコモンズの思想だとしたら、まさにこの地区の理想はコモンズへと向かっているといえよう。

(江淵) 私は、入会林野整備で入会集団から生産森林組合への改組について調査してきた経験から、全国的に共通の傾向を感じてきた。そして、近年の生産森林組合から認可地縁団体への改組についての調査を経験した今日、この印象は続いている。それは、伝統・慣習の維持である。入会林野は、近代以前から培われてきた入会慣習により維持されてきた。近代に入って制定された民法において、263条と294条に、近代市民法原理よりも、転出失権などの共同体慣習・入会慣習を優先する規定が置かれた。この方策は、森林の維持のために成功だった。これに気付かない国は、入会権が林業生産に障害となるとの大きな誤解の上で入会林野近代化法を制定した。この誤解の中に、入会権という集団的森林管理よりも、林野の個人所有の方が生産意欲が高く、入会権解消・個人分割により林業生産が向上するという誤解が含まれていたように思える。その誤解のため、行政は、入会林野整備を積極的に入会権者に勧めたのである。しかしながら、入会権者は、賢明にも、集団的森林管理の慣習を変えようとはしなかった。それでも行政が入会林野整備を勧奨するので、入会権者は整備に着手した。ここで、入会権者が賢明だったことは、入会林野の個人分割を避け、生産森林組合方式を選択したことだ。これは、本質的には、旧来の入会慣習を守るという決断だ。入会権者にとってみれば、生産森林組合方式の採択は、集団的森林管理の形式上の変革に過ぎない。ところが、この方式に、以前の入会権の時代と比べると煩わしい事務処理や高経費の問題が新たに生じた。そのために、かつての入会権者は、これを避ける形式へと変革した。これが、認可地縁団体方式である。伝統・慣習の維持、農山漁村を知らない法学者などはこのことを軽視というより蔑視するけれども、これなくしては、森林は維持できない。野村さんは、そのような問題意識にもとづいて、生産森林組合から認可地縁団体への改組と住民の意識の変化に関する質問をされたように思える。このように、慣習維持の重要さを思えば、蒸し返すようだが、世帯主を構成員とする組織運営の慣習に行政が介入し、赤子から介護の必要な高齢者まで含めた個人全員で総会を開けなどという無理を押し付けてはならない。

(佐藤) この地区での座談会に参加したことがある。この時の住民の出席者の半分以上は女性だった。それ以外にも、男性が会議に出席できない時には女性が出ることも多いようだ。世帯を構成員単位とする考え方方が少しずつ変わっている。

(江淵) 行政の力によってそうなるのではなく、住民の自治によってそのように変化することにはまったく問題はない。

第3報告

入会林野近代化法 50 年の総括と今後の課題

広島修道大学 矢野 達雄

はじめに

入会林野近代化法（正式名称は、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律）が 1966（昭和 41）年に制定された。同法にもとづく入会林野整備事業は翌 1967 年から開始されている。昨年（2016 年）は、この法律の制定から 50 年目であった。本研究会及び前身の西日本入会林野研究会は、同法との係りが深い。そこで、この法律制定から 50 年の私なりの総括と評価を述べたい。

1 入会林野近代化法施行 50 年の概要

入会林野の「近代化」とは、入会権を廃止して所有権等近代的な権利におきかえることである。入会権について、民法は 2 カ条の規定（263 条・294 条）を設けているが、いずれの入会権も「各地方の慣習に従う」とされている。「各地方の慣習」の行なわれる世界とは、端的に言えば、「共同体の原理」に依拠した世界、すなわち近代的な所有権体系とはきわめて異質な世界である。にもかかわらず、1898（明治 31）年民法が制定された際、2 カ条入会権の条文が設けられたことは、非常に重大であったといえる。

別の言い方をすれば、民法の私的所有権の体系の中に、それとは異質な権利形態である入会権の規定が挿入されたことを意味する。もとより、入会林野等の運営・処理は、近代化＝資本主義化のルートに乗りにくい。他方で、入会集団からしても、そのままで資本制経済に則した利用＝「高度利用」を実現することは難しい。入会林野近代化法の立法は、戦後の高度成長期＝木材需要の増大期において、入会林野の開発や「高度利用」を容易にするため、入会権を近代的所有権体系により適合する権利に置き換えることを目指したといえるだろう。

（1）入会林野の面積

入会林野は、どのくらいの面積で、これまでどのくらい整備され、現在どの位の面積の入会林野が残っているのだろうか。

入会林野近代化法が日程にのぼった昭和 30 年代後半、入会林野は全国で約 200 万ヘクタール余といわれていた（世界農業センサスからの推定 205 万町歩余、林野庁推計 203 万町歩）。しかし、黒木三郎氏は、当時この数字には疑問があるとさまざまな場所で繰り返し述べている。すなわち、「この数字には市町村有、国有地上の入会権などが入っていない、これらを加えれば入会林野は 250 万～300 万町歩に達する」と。ここにはいわゆる「国有地入会」「公有地入会」をどうみるかという問題がかかわってくるが、今日はこの問題は深くは追究しない。

林野庁の集計では、この 50 年間の間に約 57 万 9 千ヘクタールが入会林野整備の対象と

なったという。仮に、約 200 万町歩という数字を前提にするとしても、概算で 200 マイナス 60 イクオール 140 万ヘクタール（町歩）の入会林野が残っているということになる。ところが、未整備入会林野は、（林野庁によると）約 45 万ヘクタールとなっている。100 万ヘクタール近い入会林野が、いわば行方不明になっているのである。吉原祥子『人工減少時代の土地問題』（中公新書、2017 年）によると、持主のわからない土地が日本全体で拡大し、その総計は九州の面積を超えるという。入会地の行方不明はその一部であろうが、重大な問題であることには変わりない。

（2） 50 年の整備実績

入会林野近代化法の施行以降今日まで、6 期にわたる整備計画が立てられ、整備事業が実施してきた。第 1 期から第 4 期までは 1 期 10 年、第 5 ・ 第 6 期は 5 年間である。当初は、整備実績も順調に伸びて行った。しかし、74 年の 5 万 3 千ヘクタールを頂点に、その後は件数、面積ともに急激に減少した。87 年度以降は、整備件数 100 ・ 整備面積 1 万ヘクタールを下回るようになり、最近 20 年ほどは多くて件数 20~30 ・ 面積 2 千~千ヘクタール程度で推移している。これまでの累積の整備実績は、前述の通り、57 万 9 千ヘクタールである。整備が不振となった原因は、生産森林組合の不振と共に通するところが多く、この問題については後述する。

（3） いわゆる「受け皿」問題

入会林野整備においては、近代化後の経営形態が、法案作成・国会での審議の時からすでに問題とされていた。近代化のためには、権利者に個人分割することで目的を達することができるが、単純に個人分割すると、少数者への集中、外部への流出を招く危険性があって好ましくないので、協業化＝法人化が望ましいとされ、近代化後の受け皿として、生産森林組合方式が推奨された。生産森林組合は、「所有・経営・労働の三位一体」を建前とし、旧入会権利者がその具体的な担い手となることが想定されていたので、入会慣習とさほど矛盾なく集団的な森林管理が可能と考えられたからである。

その結果、入会林野整備＝近代化の結果、非常に多くの生産森林組合が誕生することになった。そして誕生した生産森林組合の多くは、形式上は近代的な法人であるが、実質的には旧入会時代と同様の運営を続ける組合が圧倒的に多かったのである（入会的生産森林組合）。なお、整備後の経営形態の内訳をみると、個別経営が 23 万 1 千ヘクタール、法人協業経営が 30 万 6 千ヘクタールとなっている。後者のうち 98%、3027 組織は生産森林組合で、組合員数の平均は 87 人、平均経営面積は 99 ヘクタールと、きわめて小規模である。

入会林野整備によって誕生した生森の経営は、初期には良好に推移したところもあったが、全体としては不振に陥ることとなった。その原因是、さきほど示した入会林野整備の不振、森林林業の不振、と共に通する所があるように思われる。

最も根本的な要因としては、材価の低迷に起因する林業不況を挙げるべきであろう。この林業不況の最大要因は、外材輸入の自由化政策であった。佐藤宣子教授によれば、木材輸入の自由化が完了したのは、1964 年である。

一方で、入会権の近代化を推進（木材需要増大・パルプ材の需要増大を見込んでの国内林業生産力増強政策の一環であろう）しながら、他方で外材輸入を自由化するのは、（関係省庁が多岐に分かれていたという事情もあったのであろうが）政策の整合性という点で問題があったと言わざるをえない。

最近目立つのは、生森の解散事例增加である。林野庁によれば、「過去 5 カ年（平成 20 [2008] 年～24 [2012] 年）の間に解散した組合数は 152 組合となっている」とのことである。解散した場合の移行形態については、「認可地縁団体が 99 組合（65%）と最も多く、市町村への寄付や売却、記名共有、個人への売却がほぼ同数となっている」（林野庁経営課「生産森林組合制度の見直しについて」平成 28 [2016] 年 3 月）とのことである。

生産森林組合解散の要因として、林野庁は「組合員の高齢化、不在化、施業意欲の減退、労働力の確保困難」（前掲「見直し」）を指摘している。堺正紘「生産森林組合をめぐる 2 つの問題」（村落環境研究会『村落と環境』創刊号、2005 年）は、生森解散その要因として、若齢林に偏った林齢構成の制約、木材価格の長期的低迷、組合員の高齢化と並んで住民法人税増税の影響を指摘している。

生産森林組合解散後の受け皿として浮上してきたのが「認可地縁団体」ある。これは、1991（平成 3）年の地方自治法改正によって、生まれた制度である。これは、自治会・町内会・部落会等地縁的に結合した団体に法人格を付与し、その所有する集会所等の財産を団体名義で登記することを可能にするため作られた制度である。

本制度立案に先立って、自治省と林野庁の間で協議がなされたと言われている。その施行時に自治省から各自治体に向けて通知が発せられている。通知では、本制度を専ら農林業を営む団体や入会集団に適用することは適当ではないとされた。しかし現実には、入会林野整備の際に認可地縁団体を選択し、また生産森林組合解散後に認可地縁団体を選択するケースが増えていったことはさきほど述べた通りである。

なぜ解散した生森が認可地縁団体を選択するのであろうか。その最大のメリットは、法人住民税が課されない場合が多いという点にある。

しかし、入会集団と認可地縁団体とは、構成原理を異にする。それゆえ、入会権に詳しい多くの法学者が認可地縁団体を入会集団に適用するのは問題が多いと述べている。にもかかわらず、実際には生森解散後地縁団体を選択するケースが増えていったのである。

2 森林組合法の大改正

（1）森林・林業法制の動向

さて、林業の低迷、入会林野整備事業の停滞を受けて、幾度か制度・政策の変更が試みられてきた。とくに 21 世紀になって、森林や林業をめぐる法制度の改正が相続いでいる。2001 年、森林・林業基本法が成立した。同法からは「入会」という文言が消えている。このことは、森林・林業政策における入会の比重低下を物語っている。

（2）2010 年代の動向

さらに、2010 年代に入って、森林法・森林組合法の改正＝規制緩和が相続いでいる。そ

そもそも生産森林組合は、協同組合原則に基づいて設立された制度であることから、さまざまな規制が存在していた。これを列記すると、次の通りである。

- ① 常時従事義務（組合員の2分の1以上）（法第95条第1項）
- ② 員外雇用制限（組合員の3分の1以上）（法第95条第2項）
- ③ 収支比率制限（総出資口数の過半数が常時従事する組合員）（法第96条第2項）
- ④ 外部施業受託制限（法第93条第1項）
- ⑤ 外部委託制限（面積の過半）（林野庁長官通知（昭和53年林野組第175号））

このような規制は、次第に緩和されていきった。その到達点が、2016年森林組合法の一部改正であった。

（3）2016年森林組合法の一部改正

2016年森林組合法の一部改正によって、生産森林組合制度の見直しが実現した。改正の内容は、林野庁経営の資料「生産森林組合制度の見直し」によれば、つぎのようであった。

- ① 森林の経営・施業の受託制限の緩和

「生産森林組合は、現行法律上、他者の委托を受けて森林の経営・施業を行うことができないが、これを改め、自ら所有する森林の経営に加えて、他者の委託を受けて、自らが所有する森林以外の森林の経営・施業を行うことを可能とする」

- ② 組織形態移行の円滑化

・株式会社・合同会社への組織変更

「生産森林組合が株式会社や合同組合への組織変更を円滑に行えるよう手続を措置」した

・認可地縁団体への組織変更

「解散した生産森林組合の多くが認可地縁団体への組織変更を円滑に行えるよう手続を措置」した

※ なお、認可地縁団体については、2014年地方自治法の一部改正によって、認可地縁団体の不動産登記特例制度が新設されている（地方自治法260条38、及び39）。

2016年法改正は、生産森林組合制度の抜本的改正であったといえるだろう。私見によれば、これまでの現に存在する生産森林組合を平等に支援し維持する政策を放棄し、I型—株式会社・合同会社に組織改組、II型—規制を緩和して存続、III型—地縁団体に改組の三つの類型に区分することとしたものである。すなわち、広大かつ優良な樹林を擁する生森（I型）は、株式会社・合同会社という経営体へ組織替えすることによって、グローバル資本主義の競争秩序の中で生き抜く林野経営をめざす態勢を整えた。次に、さほどの規模は有しないが地元の特性を活かすなど経営努力をすることによって従来と同様の枠組の中で存続したいとする集団（II型）については、規制を緩めながら生産森林組合として存続する道を残した。そして、面積も狭小で高齢化等により経営意欲も減退している弱小な生森（III型）については、地縁団体への組織変更を勧奨することとなった。

注目されるのは、本改正によって、林野庁の 1991（平成 3）年以来の地縁団体に対する方針が抜本的に改められたことである。これまで林野経営主体として望ましくないとされてきた地縁団体について、林野所有・経営主体として正式に認めることとなった。しかし、地縁団体の法的構成が入会の本質と適合するのかという問題は、なお残るであろう。

3 入会権をめぐる理論の対抗状況

以上、入会林野近代化法の実施過程と最近の法改正を振り返ってきた。その施行 50 年を経過して、入会林野および入会林野をとりまく状況が大きな曲がり角にさしかかっていることを痛感せざるをえない。

入会林野近代化法の立案に際して、最も大きな役割を果たしたのは、川島武宜氏の入会権論であったことは、否めない。川島氏は、入会権の調査およびその理論化に多大の貢献をし、門下生や氏に傾倒する者の中から多くの入会研究者を輩出した。『注釈民法』第 7 卷（有斐閣、1970 年）で展開された解釈論は、戦後入会権解釈学説の古典と言ってよいであろう。そして、『入会権の解体』I～III（岩波書店、1959～68 年）は、法社会学的立場からの入会権研究の集大成というべきである。

川島氏の業績は多岐にわたるが、『所有権法の理論』（岩波書店、1949 年）に代表される近代社会とその法構造の分析がそのバック・ボーンを形成すると言ってよい。川島氏は、近代法を「資本主義経済に最も適合する法」と性格づけ、その特質を分析した。近代資本主義社会にあっては観念的な所有権体系が支配的となり、現実的ゲヴェーレ的な所有権は過去のものとなりつつあると把握していた（『近代社会と法』1959 年）。とすると、入会権という慣習に基づき独特の権利形態も、長いスパンの中ではやがて消滅に至ると考えていたと思う。ではなぜ、川島氏は、このやがては消滅する権利形態を取り上げ実体調査を実施するとともに、理論化に、多大の努力を傾注したのか。当時は農山村の住民にとって入会権は重要な役割を果していた、にも拘わらず、裁判官や法学者が正確に入会権を認識していないことに対して義憤を感じ、やがては消えゆく権利かも知れないが、これを法学上正しく位置づけることが自分の使命と考えたのではないか、私は、このほど日本法学会において同趣旨の報告をしたが、同報告ではこれを、「アンヴィヴァレント」な態度と表現した。

川島氏自身は、入会林野近代化法の立案に直接携わることはなかったようだが、川島理論は、この法律のベースになった。「近代化」という名称もそうであるが、この法律が入会権を、徹頭徹尾、私権として構成するという点も、川島理論と軌を一にする（ただし入会林野近代化法は、自治省=公権論の横やりで譲歩を余儀なくされた）。その立法過程には川島シューレの黒木三郎氏が深く係わった。そして、法制定後の実施過程（コンサルタントへの就任、入会林野研究会の立ち上げと運営等）には、川島氏に薰陶を受けた中尾英俊氏ら、また黒木氏や中尾氏と近い立場の研究者たち（熊谷開作、武井正臣、小林三衛氏ら）が協力した。因みに私や、島根大学の江渕・野村、愛知教育大の青嶋敏の各氏らはこれら研究者の下で育った第二世代に属する。

この報告と同旨の報告をした5月の日本法社会学会のあと、江渕氏は中尾氏に「なぜ入会権を消滅させるような法律に賛成したのか」と聞いたことがあると述べていた。その時の中尾氏の回答は、「当時は入会権はやがて無くなると思っていたんだから、仕方がないだろう」というものだったという。

川島説が入会林野近代化政策の後ろ盾となったと見る点では、林政学者の半田良一氏も次のように指摘している。

「入会権者である集落構成員の立場から考えると、受動的姿勢のまま自然解体に委ねてもざむざ土地を手放すよりも、予め自覚的に自ら入会権を解消して近代的な所有権に転化させる形で私権を確保することが、入会権者の私益にも社会の公益にも適う。このような実態認識と論理に立脚して、多くの法律学者が入会林野の権利関係の近代化を支持した」(『中日本入会林野研究会報』30号、2010年)。

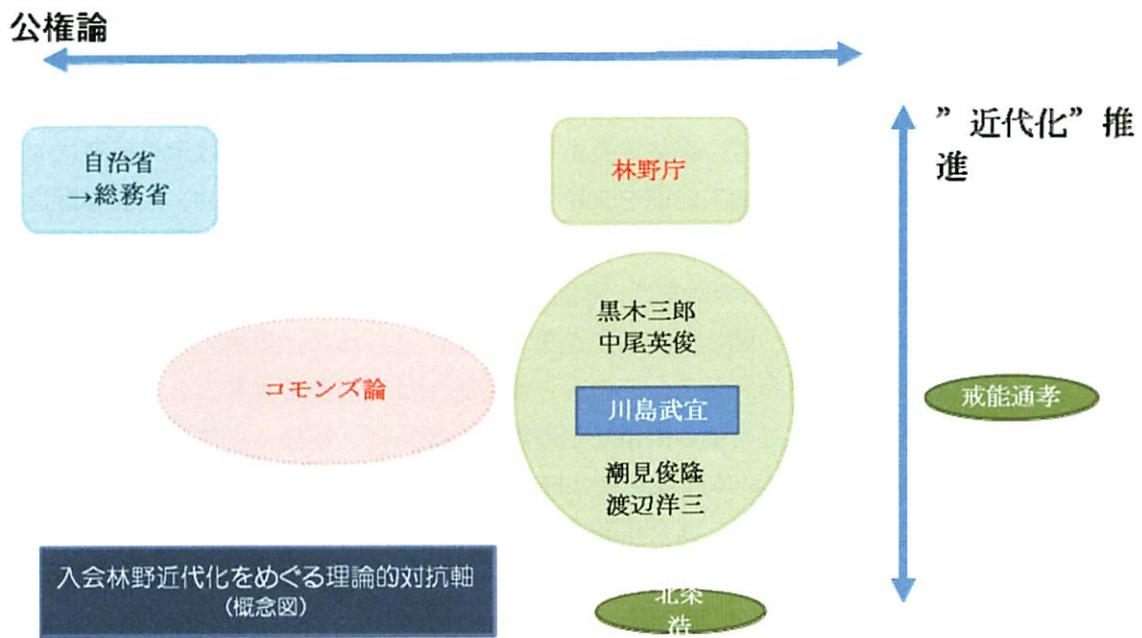
このあたりからも、川島理論が重要な背景となって入会林野近代化法が生まれたという事情がうかがえるのではないかと思われる。

入会権が今後も存続する権利であるのか、それともいはずれは消滅する権利であるのかの課題は、今後の入会林野政策をうかがう上で非常に重要な問題である。この点について示唆的なのは、『入会権の解体』シリーズの第IV巻が、執筆者の間で意見が対立し、公刊を見るに至らなかったという北条浩氏の証言である。氏によれば、対立したのは、「入会権を封建的な権利関係として解体・消滅すべきもの」であるか否かという論点であったという(北条浩「入会権解体の行政的要因」(『日本社会と法律学』日本評論社、2010年))。

この課題につき、私は、入会権については、消滅するかしないかではなく、存続させるべく努力しなければならないという考え方を持っている。資本主義の深化とともに、入会のような共同体に基礎をおく権利は消滅するであろうと考える論者は、資本主義は形式的合理的経済であるという Max Weber の考え方と同調しているのかもしれない。しかし Max Weber のいう合理性は「目的合理性」、すなわち最大利潤の獲得という目的実現のために合理的という意味にすぎない。最大利潤の実現という目的は達成したけれど、その結果、誰も住めない地球をもたらしたということも十分ありうることは、昨今の報道を見るたびに痛感するところである。

最近の自然科学、人文・社会科学に共通するキーワードとして、「持続可能性」という語が用いられている。持続可能性のある国土、環境・社会を維持したいという思いは、私だけでなく多くの人に共通する思いだと思う。中尾氏の入会権論に関し、過度に民法実定法に依拠しがちなのではないか、中尾氏は原理主義者であるというような評をする人もいる。しかし、私の見方は違う。例えば多数決によっては入会地を処分できないという主張をする際、中尾氏は民法の共有規定を用いて論じているように見える。これは、入会権訴訟の追行にあたり、裁判官を説得するための手段ではなかったか。むしろ晩年の中尾入会権論は、入会権の環境保全機能を重視する傾向を強めていた。入会権が残るか、消滅するかは将来の問題として、あまりその点を思い煩うのではなく、当面入会権が正しく理解されて存続するために最大の努力を傾けるというのが、中尾氏の態度ではなかったか。

最後に、来年5月の日本法社会学会が鹿児島県で開催されることになった。この大会で、牧洋一郎さんに馬毛島訴訟について報告をしていただくことになっている。牧さんは法社会学会の非会員ということで単独では報告者として臨むことはできないので、会員である私がサポート役を務めることとなった。この大会にも、当会から多くの方の参加をお願いしたい。



質疑応答

(司会・牧) 入会林野近代化法施行以来 50 年の動きを、矢野さんに報告して頂いた。今後の入会権がこの法律に従って解消し続けるのかそれとも存続するのか、といった問題を含めて議論して頂きたい。

(佐藤) 報告の中で、1964 年・木材自由化完了について触れられていた。これは、林野庁資料による。それ以前の木材輸入は、外貨不足が原因で制限を受けていた。1964 年にその自由化が完了している。報告者は、入会権近代化・国内林業生産増強政策の一方で外材輸入自由化を図ることに矛盾を感じる意見を述べられた。ただ、当時は、国内で木材が圧倒的に不足しており、森林伐採による国産材供給と外材輸入増加の双方を求める圧力が非常に強かった。当時は、日本の経済成長が著しく、国産材供給だけでは木材需要に対応できず、国産材の業界も外材輸入促進を支持したという事情がある。なお、入会林野近代化法制定に対する戒能通孝先生の立場についてもう少し報告者の話を聞きたい。

(矢野) 入会林野近代化法の原案は、早稲田大学の黒木三郎教授らによって作成された。戒能先生がこれを耳にし、厳しい抗議文を黒木先生に送られた。黒木先生は、法案を戒能先生に読んでもらい説明を加えた。その後、戒能先生は、国会で参考人として条件付賛成論を述べられたという。この頃の戒能先生の論評を読めば、結局、先生はこの法律施行に対して反対ではなかったという印象を私は持った。北條浩先生は、60 年代から 70 年代にかけて、川島武宜先生とともに、入会権調査に携わられたという。北條先生においては、とりわけ晩年に至って、入会林野近代化法反対の立場が先鋭化した。北條先生は、この法律を以て、明治 43 年より始まった、入会を敵視するいわゆる部落有林野統一事業と基調を同じくする制度だと批判されるようになった。その趣旨が最もよく表れている論評は、渡辺洋三先生の追悼記念論集に掲載されている。これは、北條先生の晩年の論だが、この論評に私も影響を受けたかもしれない。ともあれ、その指摘通り、入会権の存続・消滅について、今後考えなければならないだろう。

(古積) 矢野さんは、戒能説と北條説の位置付けについてどのように評価されるか。北條説は、指摘された通り、とくに晩年はアンチ近代化といってよい内容であった。さらに川島説も、入会権の私権性を強く主張する立場にあり、その意味では、近代化批判の立場にあったと思える。これに対して、戒能説は、入会権を以て所有権的な把握ではなく、入会財産所持に着目する観点、すなわち、所持する限りにおいて保護に値する利益という見方だったのではないか。戒能説のいう入会権者による入会財産の所持は、農業経営が中心となっていた。とすれば、農業経営そのものが途絶えれば、入会そのものが解消することになる。北條説は、晩年の著作において、この点に対して厳しい批判をしている。2014 年に出版されたその著作を読み、そこに、戒能通孝が入会にみせたムチだとの記述があった。ある研究会では、管理・利用が行なわれない土地の問題を課題にしているところ、その研究会に呼ばれて入会の話をした。そこで戒能説に触れた。農業経営・入会地の所持を入会の基礎とする戒能説によれば、入会地の管理が放棄されると、入会権否定の立論につながると思われる。研究会には多数の行政担当者が出席しており、いっそそうなった方が

行政による管理が可能となり魅力的だという意見があった。このような意見を踏まえ、矢野さんは、戒能説・北條説をどのように評価されるか。おそらく、行政の立場からすれば、北條説は好ましくない見解だということになろうが。

(矢野) 戒能説の骨子は、指摘された通りだ。入会には、所有と利用の両側面がある。この二つの面のうち、戒能説は、後者・利用の面を強調する立場にあり、入会集団が入会地を利用する限りにおいて入会権は存続し、その利用をやめればやがて消滅すると考える。これは、戒能説が「市民は闘う存在であるべきで、闘って権利行使しない者は市民とはいえない」との市民観を以って市民社会をとらえているからだ。中尾説は、入会における所有と利用の両側面を承認しながらも、入会権者が入会地の利用をやめれば入会権が消滅するという考え方を批判している。戒能説の立場は、今日では困難だろう。中尾説は、共有の性質を有する入会権はもとより、共有の性質を有しない入会権であっても、入会集団が積極的に入会地を利用していくなくてもこの土地を管理していさえすれば入会権は存続する、いいかえれば、現実の入会稼ぎがなくても共有の性質を有しない入会権は続くという議論をしている。そこには、入会がはたしている環境保全機能に対する評価があるといえよう。晩年の北條説は、入会林野近代化法を以って、戦前の部落有林野統一と同一目的、すなわち、入会地の国家的収奪であるとして批判するが、舌鋒鋭く、ついでゆけないところがある。この法律は、部落有林野統一事業とは異なり、入会権を私権として承認しており、これを前提にしているところは評価してよい。これについては、川島説も同様だと思う。ただし、入会をいわゆる近代的な支配形態に転換しようとした場合、その転換後の形態が適切かどうかのきめの細かい議論が必要だった。すなわち、入会権私権論という前提は誤ってはいなかったのだが、さらに入会権解消後の林野の経営形態にもう少し望ましいやり方があったのではないかと考えている。

(渡邊) 報告者は、以前に「市町村合併と入会林野」という論文を書かれている。この論文は、公有地入会権への、平成の合併の影響を課題とする。この影響について、報告者は、4分類している。第1にこの土地の所有権が合併で誕生した新市町村へ移行するケース、第2は入会地を基本財産として新しく財産区が形成されるケース、第3は入会地所有権が合併を機に入会権者に戻されるケース、第4は何も手を加えずそのままの状態が継続するケース、という分類である。報告者は、第1のケースが最も多いであろうと指摘されている。この第1ケースにおいては、報告者は、入会地が市町村有財産と歸し旧来の入会権が市町村により否定される場合と、従前の入会権を尊重する形でその土地所有権を市町村が引き継ぐ場合に分かれると推測されている。私のような入会権者の立場からすると、既存の住民の入会権を無視して新市町村有財産に編入するのは筋が通らないと思う。しかし報告者は、住民の無関心が原因でそのような結論を招く危険性を指摘されている。私たち入会権者は、第3を目指したが、合併後、市はこれを認めず第1の前者すなわち入会権の存在を否定する姿勢を示した。この4分類を前提に、入会権に関する報告者の今後の展望を聞きたい。

(矢野) これは、「村落環境研究会」創刊号（2005年）に掲載した論文である。この時期

に、小泉政権下で市町村合併が進められていた。その途上にある時期に、私が本研究会第1回目のシンポジウムで公有地入会権に対する平成の合併の影響予測という課題で報告した。この論文は、その記録である。合併の結果、私が予想した通りになった地域もあり、また予想を超えた結果となった地域もある。合併により、各市町村の規模が拡大したが、合併前の旧自治体が所有していた財産が新市町村に引き継がれた。この時に、新市町村が旧来の住民の権利を無視するという弊害が生じている。飯塚市所在の鹿毛馬地区の入会地や、岩出市で本会会員の西さんが代表者を務めている溜池入会地がその例である。合併後の新市町村が旧来の入会地の権利関係を無視し始める理由は、この旧来の事情をまったく知らない職員が新市町村有財産管理を担当し始めるところにある。本会は、その前身の西日本入会林野研究会の頃からの慣例により、西日本各県の協力を得て各県下の地域でシンポジウムを開催してきた。近年、本会代表者がその計画のためある県の林政担当者にいきさつを説明して協力を求めたところ、事情を知らないからとの理由で協力を拒否されるとの事態が生じたことを聞いた。その担当者は入会については関心がなかったという。このような職員の資質を原因として、新市町村が旧来の入会権を無視するという危険性が心配される。次に愛媛県では、財産区方式が採られた例が多い。その理由はよくわからない。第3のケース、すなわち合併前に、自治体が入会地所有権を入会権者らに返還するという例は、見聞していない。ところで、入会権は、民法に規定されていながら、登記できる権利としては扱われていない。そして、部落有林野統一を始めとして共有入会権を否定する政策が執られ始めた。これによって、入会権は圧迫された。その後、1991年・地方自治法改正により、地縁団体の制度が新設された。市町村長に認可により、この団体が明確に権利主体として認められることとなった。これは、市町村内の地域的自治組織の存在・その特定は市町村行政において公知だからである。このような市町村行政の特性を利用して、入会権主体としての入会集団の存在を市町村行政が確認し、入会権登記を新設し、これによって入会権を継承するという方法が考えられる。

(牧) 中尾さんは、入会林野近代化法における「近代化」の語を誤りだと指摘していた。この法律の名称は、入会権が前近代的であるとの前提にあるが、中尾説は、入会権は前近代的ではなく近代的な権利だとする。池田恒男さんも同様の見解だ。入会林野近代化法は、このような研究者とは異なり、入会権が消滅を促進すべき前近代的な権利であるとの前提で、入会権消滅の上で、その後の集団の形態として生産森林組合に改組させた。ところが、今日、その運営に問題があり、解散に至る事例を生じてきた。ここで、生産森林組合方式がうまく行かないのなら元の入会集団に戻すべきと考える元入会権者がいる。この点について、江渕さんの意見はどうか。

(江渕) 私は、解釈法学の分野においてできるだけ文理解釈から離れない立場にある。入会権規定も、その立場で解釈している。たとえば民法263条は入会権者らが入会地所有者である場合を「共有の性質を有する」と規定しているから原則としてこの入会権者らは入会権者でない共有権者と同様の関係にあると考えている。この立場は、入会権を研究する法学者の中でかなり特異なものようだ。この立場から、入会権は契約によって成立す

るとの結論が導かれる。生産森林組合の解散にあたり、組合設立が入会林野整備を経由していない場合には、入会権消滅の合意は成立していないのが通例であるから、生産森林組合所有と入会的共有の関係は併存し、前者の解消により、入会的共有の関係のみが残ることとなる。入会林野整備事業を経由して生産森林組合が組織された場合には、入会権消滅の合意が成立している。私は、組合を解散し、かつての経過と逆の過程をたどることが可能だと思う。すなわち、組合を解散して個人的な共有関係を復活させ、各共有者がもう一度入会集団の関係を形成する契約を締結する、具体的には、入会林野整備事業の前に有していた入会慣習復活の契約をむすぶことは可能だと思う。この契約を結べば、再び、もとの入会権が復活することになる。ただ、この解釈については、中尾さんは疑問を示していた。知事の認可の上で入会林野整備事業を経由している以上、生産森林組合による林野所有権取得登記における知事の嘱託すなわち登録免許税負担回避という行政のサービスを受けた者がこれを元の戻すといことが可能か、との疑問である。これは、法理論上の問題ではなく、行政的な問題である。私は、法理論上は可能だと考えている。

発言者（発言順）

江渕 武彦	島根大学
小川 農人	林野庁經營課
渡辺 和美	鹿毛馬造林管理組合
古積 健三郎	中央大学
西 洋	和歌山県岩出市
牧 洋一郎	沖縄大学
佐藤 宣子	九州大学
野村 泰弘	島根大学
河野 大志	九州大学農学部
枚田 邦宏	鹿児島大学
矢野 達雄	広島修道大学
植木 寿朗	長崎県
市之瀬 愛	九州大学農学部
高尾 徳次	大分県日田市
高村 学人	立命館大学

閉会あいさつ

枚田 邦宏

このシンポジウムでは、行政の入会に対する無理解を原因とする公有地入会の訴訟問題、生産森林組合から認可地縁団体へと経営体の形態が変転する実体上の問題、入会林野近代化法制定 50 年の法律学における論争史をテーマとして報告していただきました。各報告者におかれましては、それぞれ、明確な視点や論点を提示していただきました。

この研究会の特徴は、法律と林業経営を専攻する研究者、行政実務家や入会権者・生産森林組合の組合員などの実務家という多岐に亘っており、シンポジウムは異なる分野の会員に対する情報提供を目的にしていることです。この目的からすると、経営的な実体をどのくらい法律学専攻者の会員に提供できているでしょうか。

現在、村落管理の人工林はかなり育っていて、それなりに伐採・売却が可能な状態にあります。ただ、材価が低いため、経営面からそれが難しく、村落による林野管理の維持という目的のためには、生産森林組合から認可地縁団体への流れはやむをえません。このような生産森林組合を取り巻く状況の問題について、この研究会を通じて学ぶ方々に、しっかりと情報提供していかなければなりません。本日の活発な議論を感謝します。

[研究会記事]

第 14 回理事会及び総会の開催

1 日時 平成 29 (2017) 年 12 月 10 日

2 会場 九州大学 21 世紀プラザⅡ

3 出席者 (役員のみ掲載) (委) は委任状

理事 江渕 武彦、矢野 達雄、枚田 邦宏、牧 洋一郎、佐藤 宣子

泉 英二 (委)、岡本 常雄 (委)

監事 川原祥治、野村泰弘、

4 議長選出

会則第 7 条第 2 項及び第 3 項にもとづき、会長・江渕武彦が務めた

5 理事会の成立

理事の過半数が出席したため、会則第 7 条第 3 項により理事会が成立した。

6 議事

(1) 第1号議案

第13期(2016年7月1日から2017年6月30日)事業報告及び決算報告が行なわれた。その後決算報告が川原監事からあり、審議の結果全員一致で承認された。

(2) 第2号議案

第14期(2017年7月1日から2018年6月30日)収支予算案が提案され、審議の結果、全員一致で承認された。

(3) 第3号議案 役員の選出

14期(2017年7月1日から2018年6月30日)までの役員の選出については前役員の留任を全員一致で承認された。

(4) 第4号議案 今後のシンポジウムの継続について

会員以外の会報送付について東日本入会林野研究会、中日本入会林野研究会、国立国会図書館、林野行政機関(林野庁・西日本各県)に送付しているが、送付を受けても困惑する県が増えている。一部の県においては入会に理解・関心がなく、シンポジウム開催への協力を求めても明確に協力しないと回答する県が出てきた。よって、これまでの県を中心とシンポジウム開催を一部改め、以下にもとづいて会場を定める等の措置を執る。

- ① 会員のうち大学教員が所属する大学を会場とする。
- ② 第13回シンポジウム(鳥取県智頭町)にあたって試みたように、市町村にも協力を要請する。
- ③ 解散を視野に入れる。
- ④ 第15回シンポジウムにおいては(1)方式を探ることとし会員に協力を求める。

第13期村落環境研究会収支決算書(2016年7月1日から2017年6月30日) (単位:円)

(1) 収入の部	予 算(A)	決算 (B)	(A)(B)比	備 考
前期繰越	178,968	178,968	0	
会 費	75,000	55,000	-20,000	会費20人、賛助会員3法人
寄付金	0	1,750	1,750	
その他	22	0	-22	受取利息
収入計	253,990	235,718	-18,272	
(2) 支出の部	予算(A)	決算(B)	(A)(B)比	
第12回シンポ 開催経費	20,000	10,000	-10,000	報告者謝礼(2名)
機関紙印刷費	90,000	83,160	-6,840	会報印刷費
会議費	0	0	0	
通信費	14,000	12,915	-1,085	シンポ開催通知、会報発送経 費等
事務用品費	1,600	514	-1,086	残高証明手数料
振替手数料	1,500	1,230	-270	会費郵便振替手数料
次期シンポ開催 準備費	15,000	0	-15,000	
支出合計	142,100	107,819	-34,281	
(3) 次期繰り越金	111,890	127,899	16,009	

監査報告書

2016(平成28年)7月1日から2017年(平成29年)6月30日までの第13期事業年度の財務に
ついて、預金通帳、証拠書類及び収支決算報告書によって監査を行ったので以下のとおり
報告いたします。

一、財務執行は適正に行われており収支計算書は研究会の状況を的確に示しているものと認めま
す。

2017年(平成29年)12月10日

村落環境研究会 監事 川原祥治 印
村落環境研究 監事 野村泰弘 印

第14期村落環境研究会収支予算書(2017年7月1日から2018年6月30日) (単位:円)

(1) 収入の部	第13期決算(A)	第14期予算(B)	(A)(B) 比	備考
前期繰越金	127,899	127,899	0	
会費	55,000	55,000	0	会費20人 賛助会員3法人
寄付金	1,750	0	1,750	
その他	0	0	0	受取利息
収入計	184,649	182,899	1,750	
(2) 支出の部	第13期決算(A)	第14期予算(B)	(A)(B) 比	
第13回シンポ 開催経費	10,000	20,000	10,000	報告者謝礼 会場使用料他
機関紙印刷費	83,160	85,000	1,840	会報印刷費
会議費	0	0	0	
通信費	12,915	14,000	1,085	シンポ開催通知 会報発送経費等
事務用品費	514	1,000	486	振替通知票発行手数料
振替手数料	1,230	1,200	-30	会費振替手数料
次期シンポ 開催 準備費	0	15,000	15,000	
支出合計	107,819	136,200	28,381	
(3) 次期繰り越し	76,750	46,699	30,051	

編 集 後 記

日本では少子高齢化が進んでいます。これが村落環境にどのような影響を与えるか、私たちの研究を進める必要があります。現在、森林経営管理法の制定が計画されていますが、少子高齢化で森林経営管理の担い手がいなくなってしまうことについての危惧がこの計画の背景となっているのかもしれません。同法（案）は、森林の経営管理につき市町村の役割を増大させようとしています。ただ、このシンポジウムの第1報告において指摘されたように、入会に関して法律的な見識を欠く人物が市町村行政に携わっている現実があります。はたして、すべての市町村にその役割を期待してよいでしょうか。この研究会においても、森林経営管理法の検討が必要となるかもしれません。

地方自治法上の地縁団体に関するフィールドワークが九州大学の若手の皆さんによって実施され、その成果を報告していただきました。地縁団体の問題がこのシンポジウムに登場するのは、これで4度目です。入会林野近代化法は、入会権解消を要件としていますが、入会林野整備事業によってわが国の村落が消滅したわけではなく、その後も、生産森林組合という別形式の集団的森林経営管理が継続しました。九州大学の皆さんによる第2報告は、生産森林組合から地縁団体への改組の実例報告です。この改組の傾向は全国的な流れのようであり、そこには、材価低迷が関係しているようです。この流れの中で一貫しているのは、集団的林野管理の継続という現象に他なりません。

第3報告では、入会林野近代化法50年史を語っていただきました。この法律の中の「入会権は必然的に解体する運命にあり、この解消を促進すべきだ」との思想は、50年後のこのような集団的林野継続という上記の現象をどのように理解するのでしょうか。（江渕）

村落と環境 第14号 平成30（2018）年10月発行 (会員配布)

発行編集	村落環境研究会
住 所	〒690-8504 島根県松江市西川津町1060 島根大学法文学部江渕研究室
電話／FAX	電話：0852-32-6144 FAX：0852-32-6169
郵便局振替口座	01340-0-101124 (他銀行からは139-0101124)
Eメール	ebuchi@soc.shimane-u.ac.jp
年会費	一般会員 2,000円 賛助会員（団体・法人）5,000円
印 刷	就労継続支援A型事業所 ピー・ター・パン 島根県松江市邑生町662-1 電話：0852-34-9734
